

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2019年5月30日

【事業年度】 第108期(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

【会社名】 タキヒヨー株式会社

【英訳名】 Takihyo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 滝 一 夫

【本店の所在の場所】 名古屋市西区牛島町6番1号

【電話番号】 052(587)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄 武 藤 篤

【最寄りの連絡場所】 名古屋市西区牛島町6番1号

【電話番号】 052(587)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄 武 藤 篤

【縦覧に供する場所】 タキヒヨー株式会社東京支店
(東京都中央区銀座六丁目10番1号)

タキヒヨー株式会社大阪支店
(大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算年月	2015年2月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月
売上高 (百万円)	77,656	84,351	77,952	72,751	64,815
経常利益又は経常損失() (百万円)	2,402	2,280	1,089	1,099	209
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失() (百万円)	1,060	1,362	676	1,959	1,621
包括利益 (百万円)	4,287	3,973	2,758	1,937	1,533
純資産額 (百万円)	35,660	31,344	33,758	35,353	33,456
総資産額 (百万円)	61,041	57,030	52,294	51,669	47,786
1株当たり純資産額 (円)	3,807.62	3,341.29	3,595.56	3,763.34	3,558.94
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	113.76	146.19	72.55	210.04	173.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	112.59	144.44	71.64	207.04	
自己資本比率 (%)	58.1	54.6	64.1	67.9	69.5
自己資本利益率 (%)	3.2	4.1	2.1	5.7	
株価収益率 (倍)	19.7	15.1	31.7	10.7	
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,507	1,420	2,137	2,412	283
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,986	550	941	7,514	2,621
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,324	660	932	2,396	290
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	3,035	3,217	3,447	6,157	3,510
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	917 〔427〕	899 〔490〕	911 〔452〕	908 〔436〕	905 〔463〕

(注)1. 売上高には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んでおりません。

2. 第108期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第108期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4. 2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第104期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算年月	2015年 2月	2016年 2月	2017年 2月	2018年 2月	2019年 2月
売上高 (百万円)	71,246	78,488	72,011	66,469	58,331
経常利益又は経常損失() (百万円)	2,276	1,936	777	1,018	281
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	651	1,070	502	2,185	1,372
資本金 (百万円)	3,622	3,622	3,622	3,622	3,622
発行済株式総数 (株)	48,000,000	48,000,000	48,000,000	9,600,000	9,600,000
純資産額 (百万円)	32,264	27,807	29,979	31,722	30,158
総資産額 (百万円)	57,292	53,557	48,649	47,966	44,298
1株当たり純資産額 (円)	3,443.29	2,961.77	3,190.41	3,374.14	3,205.35
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	8.00 (4.00)	8.00 (4.00)	8.00 (4.00)	24.00 (4.00)	40.00 (20.00)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	69.91	114.83	53.91	234.31	147.14
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	69.19	113.46	53.23	230.95	
自己資本比率 (%)	56.0	51.5	61.2	65.6	67.5
自己資本利益率 (%)	2.1	3.6	1.8	7.1	
株価収益率 (倍)	32.1	19.2	42.7	9.6	
配当性向 (%)	57.2	34.8	74.2	17.1	
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	635 〔111〕	652 〔117〕	674 〔66〕	668 〔46〕	664 〔51〕

- (注) 1. 売上高には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んでおりません。
2. 第108期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第108期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第104期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 第107期の1株当たり配当額24.00円は、中間配当額4.00円と期末配当額20.00円の合計となります。なお、2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しておりますので、中間配当額4.00円は株式併合前の金額、期末配当額20.00円は株式併合後の金額となります。当該株式併合を踏まえて換算した場合、中間配当額は20.00円となるため、期末配当額20.00円を加えた年間配当額は1株当たり40.00円となります。

2 【沿革】

年月	概要
1751年5月	古知野(現愛知県江南市)において京呉服・絹織物の卸商を創業
1912年11月	名古屋市にて各種織物の売買を目的として(株)滝兵商店を設立
1943年7月	瀧兵(株)に商号変更
1948年3月	東京都中央区に東京出張所を開設(1958年8月支店に昇格)
1956年1月	婦人服製造を目的として瀧兵被服工業(株)を設立(1967年12月タキヒヨー被服(株)に商号変更)
1956年6月	大阪市東区に大阪支店を開設(2014年3月現地大阪市中央区北久宝寺町へ移転)
1967年3月	物流業務を目的として関連会社、(株)中部流通センターを設立
1967年12月	タキヒヨー(株)に商号を変更
1972年4月	ニューヨーク駐在事務所を開設
1972年11月	ソウル駐在事務所を開設
1974年4月	子供洋品・ベビー服製造を目的として子会社、(株)タキヒヨー北陸センターを設立
1985年3月	物流業務を目的として子会社、(株)東京タキヒヨー商品センターを設立
1987年2月	婦人服製造を目的として子会社、(株)タキヒヨー滋賀センターを設立
1988年10月	香港に現地法人、子会社、瀧兵香港有限公司を設立
1991年3月	物流業務を目的として子会社、(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザを設立
1991年8月	ニューヨーク駐在事務所を閉鎖し、ニューヨーク支店を開設
1994年7月	名古屋証券取引所市場第二部上場
1995年12月	イタリア(ミラノ)に現地法人、子会社、TAKIHYO ITALIA S.P.A.を設立(2007年6月TAKIHYO ITALIA S.R.L.に会社形態及び商号変更、2008年10月清算終了)
1997年3月	子会社、(株)東京タキヒヨー商品センターと(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザ(存続会社)を合併
1997年12月	子会社、ティー・エフ・シー(株)を設立
1998年3月	子会社、(株)タキヒヨー滋賀センターは、タキヒヨー被服(株)、(株)タキヒヨー北陸センター、タキヒヨーリース(株)及び(株)ユニス(いずれも当社の子会社)を合併、商号をティー・ティー・シー(株)(子会社)に変更、縫製事業部門をティー・エフ・シー(株)(子会社)に営業譲渡
2002年3月	東京証券取引所市場第二部上場
2005年2月	東京証券取引所及び名古屋証券取引所の市場第一部銘柄に指定
2008年2月	中国に現地法人、子会社、タキヒヨー(上海)貿易有限公司を設立
2008年3月	子会社、ティー・エフ・シー(株)(存続会社)と子会社、(株)タキヒヨーテクニーを合併
2008年7月	ミラノ駐在事務所を開設
2009年7月	子会社、(株)中部流通センター(存続会社)と子会社、(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザを合併、商号を(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザに変更
2010年9月	ソウル駐在事務所を閉鎖し、現地法人タキヒヨー韓国株式会社を設立
2012年2月	(株)マックスアンドグローイングの全株式取得及び第三者割当増資の引受けにより連結子会社化
2012年3月	ミラノ駐在事務所を閉鎖し、ミラノ支店を開設
2013年7月	子会社、瀧兵香港有限公司がベトナムにホーチミン駐在員事務所を開設
2014年12月	子会社、(株)マックスアンドグローイングを吸収合併
2015年7月	子会社、タキヒヨー(上海)貿易有限公司が中国大連市に大連分公司を開設

3 【事業の内容】

当社グループは当社及び連結子会社7社で構成されており、その主な事業内容はアパレル・テキスタイル関連製品の企画・製造・販売であり、その他に、不動産賃貸事業、合成樹脂・化成品販売等の事業活動を展開しています。

当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

アパレル・テキスタイル関連事業 …… 当社はレディス及びベビー・キッズ向けを主体とする衣料品と毛織物を主体とするテキスタイル（生地）の企画・製造・販売を主要業務としております。

海外の連結子会社3社（タキヒヨー（上海）貿易有限公司、瀧兵香港有限公司、タキヒヨー韓国株式会社）は、現地における当社向け商品の生産管理、納期管理、品質管理及び本社への輸出業務のサポートを主体に業務を行っております。

国内の連結子会社のうちティー・エフ・シー株式会社は、パターン・サンプルの製造、カットソーを主体とする縫製、ユニフォームの企画・販売を行っております。

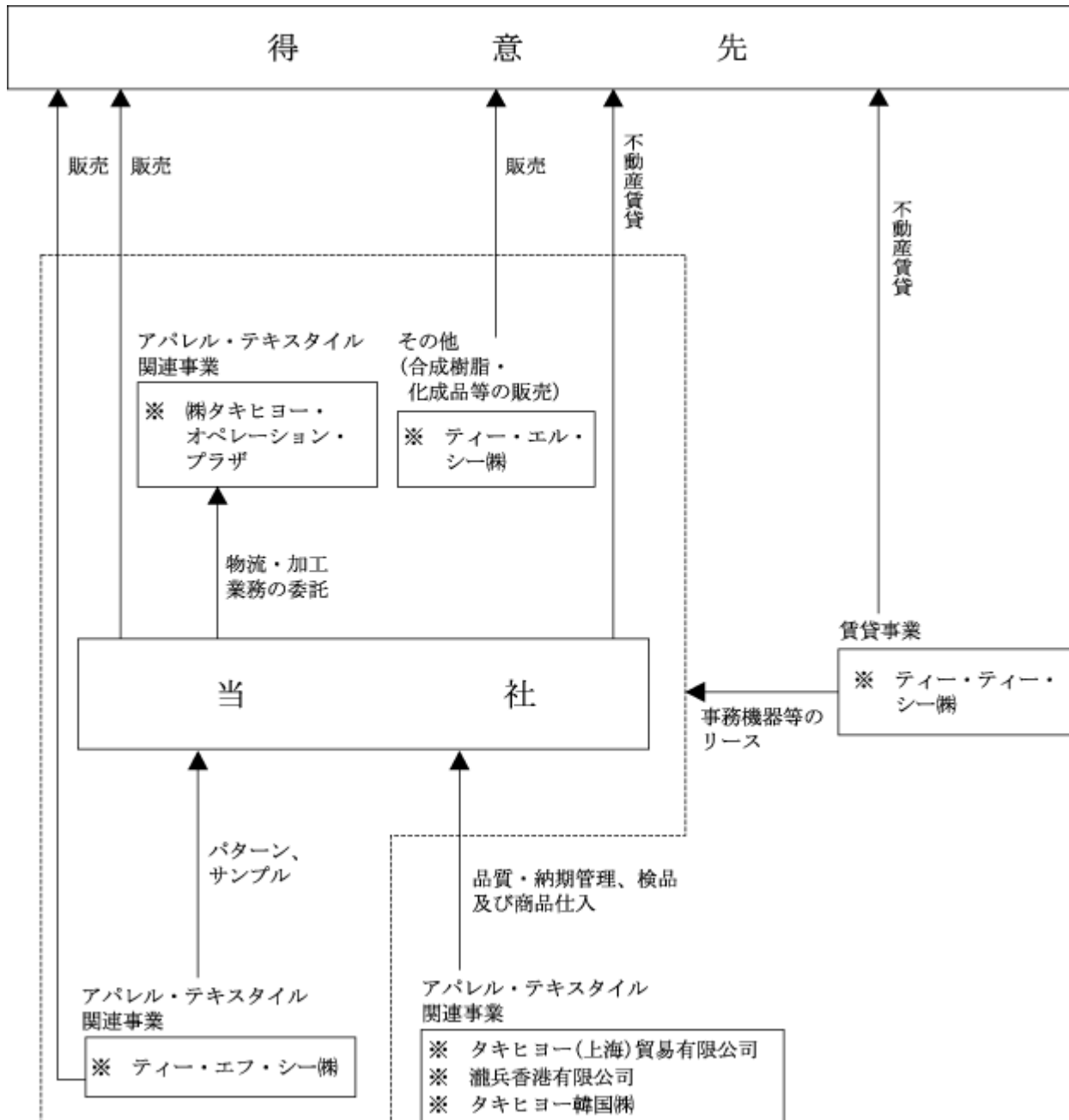
株式会社タキヒヨー・オペレーション・プラザは、主に海外で生産された商品をお客さまの店舗毎に仕分け、梱包し、出荷するデリバリー関連業務を担っております。

賃貸事業 …… 当社は不動産の賃貸、管理及びそれらに関連する事業活動を行っております。ティー・ティー・シー株式会社は、主に当社グループ企業に対しての機器リース及び不動産の賃貸管理を行っております。

その他 …… ティー・エル・シー株式会社は合成樹脂、化成品等の販売を行っております。

ティー・ティー・シー株式会社は、フランチャイジーとして「コメダ珈琲店」の運営をしております。

以上のグループの状況について事業系統図を示すと次のとおりであります。



(注) は連結子会社であります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ティー・ティー・シー(株)	名古屋市 西区	287	貸貸事業 その他 (合成樹脂・化 成品販売等)	100.0	同社から事務機器等を賃借する。 役員の兼任等...有
ティー・エル・シー(株)	名古屋市 中区	200	その他 (合成樹脂・化 成品販売等)	100.0	同社から付属品を購入する。 役員の兼任等...有
瀧兵香港有限公司	中国 香港特別 行政区	10 百万HK\$	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	海外生産品の品質・納期管理、検 品等を委託する。 役員の兼任等...有
ティー・エフ・シー(株)	名古屋市 西区	50	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	同社からパターン、サンプルを購 入する。 役員の兼任等...有
タキヒヨー(上海)貿易 有限公司	中国 上海市	3 百万元	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	海外生産品の品質・納期管理、検 品等を委託する。 役員の兼任等...有
(株)タキヒヨー・オペレー ション・プラザ	愛知県 犬山市	40	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	当社商品の発送、入出荷管理を委 託する。 役員の兼任等...有
タキヒヨー韓国(株)	韓国 ソウル特別市	350 百万KRW	アパレル・ テキスタイル 関連事業	100.0	海外生産品の品質・納期管理、検 品等を委託する。 役員の兼任等...有

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 上記子会社のうちには有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 上記子会社は特定子会社ではありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
アパレル・テキスタイル関連事業	873〔322〕
賃貸事業	1〔-〕
その他	31〔141〕
合計	905〔463〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
 3. 当社の賃貸事業は、アパレル・テキスタイル関連事業の従業員が兼務しております。

(2) 提出会社の状況

2019年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
664〔51〕	39.3	12.9	4,381,069

セグメントの名称	従業員数(人)
アパレル・テキスタイル関連事業	664〔51〕
賃貸事業	-〔-〕
合計	664〔51〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 当社の賃貸事業は、アパレル・テキスタイル関連事業の従業員が兼務しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社には、タキヒヨー労働組合が組織(2019年2月28日現在、組合員数198人)されており、U Aゼンセンに属しております。

また、ティー・エル・シー(株)及び(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザには、ティー・エル・シー労働組合及びタキヒヨー・オペレーション・プラザ労働組合がそれぞれ組織されております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

衣料品市場においては、今年度もボリュームゾーン（一般的な価格帯）におけるサプライヤー（納入業者）間の価格競争について、引き続き厳しい状況が続くものと認識しております。

こうした中で当社は、全社テーマとして“バックホーム”（原点回帰）に引き続き取り組み、収益力の挽回に向け、当社の強みを取り戻していくことに全力を尽くしてまいり所存であります。

具体的には第一に、売上総利益率の向上であります。受注～発注～仕入に至る各段階で、適正な売価と原価のバランスを見極め、商品毎、得意先毎の適正な利益率の確保に取り組んでまいります。第二は、商品の付加価値向上であります。収益力の挽回には、付加価値の高い商品群の売上を拡大していくことが不可欠であります。そのために、当社のオリジナル性が高い素材開発を進めること、デザイナーがその能力を更に発揮し、ファッション性と特長を兼ね備えた商品の企画を拡充すること、単品の商品力と同時にトータルコーディネート（色・素材・形などの組み合わせ）での商品提案を強化することに取り組んでまいります。加えて、自社内でのパターン（型紙）作成に改めて一から取り組み、シルエットや着心地・履き心地による差別化を追求してまいります。第三は、中期的な課題として、衣料品市場および消費者の意識の変化に対応した取り組みであります。今年度より、サステナビリティ（環境や限られた資源への負荷を意識した企業活動）の観点からリサイクルさらにアップサイクル（商品をリサイクルし、より高い価値の商品へ作りかえていく取り組み）を展開するため、専門チームを立ち上げたところであります。加えて、当社のコア事業であるB to B（得意先への卸売事業）にとどまることなく、B to C（小売事業）へのチャレンジにより、消費者と直接的な接点を増加させていくことが必要と考えております。現在のメランジトップ営業部（ゴルフウエアZ O Yおよびインポートブランドの衣料品・雑貨のセレクトショップ展開）の拡充とともに、外部の専門家を交えながら、E C（インターネット販売）も展望し、新たな小売事業の形態および商品構成の検討に入ったところであります。

株式会社の支配に関する基本方針の概要

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、株主の皆さまをはじめ当社の従業員、取引先などとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な視野のもと当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させる者でなければならないと考えます。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させるためには、具体的な施策として、後記 に記載の施策を多面的かつ継続的に実施することが必要となりますが、これらの施策を実施するうえで、当社が有する経営ノウハウ及び人材が重要な経営資源として位置付けられることは勿論のこと、取引先などとの長期にわたる信頼関係が重要な基盤となります。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を目指す当社の経営に当たっては、専門性の高い業務知識や経営ノウハウを備えた者が取締役役に就任して、中長期的な視野のもと財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当するとともに、株主の皆さまをはじめ、当社の従業員、取引先などとの間に築かれた信頼関係を十分理解したうえで、具体的な施策を継続的に実行することなくしては、将来にわたって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を図ることはできないものと考えております。

・当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業理念及び企業価値向上に向けた取組み

当社は、「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」を経営哲学とし、「夢のあるおもしろい企業を創り、心の豊かな社会を目指す」を経営理念に掲げ、付加価値の高い商品の企画提案力の強化、多品種小ロット・短納期化ニーズへの対応、経営体制の効率化、物流拠点の集約等により、企業価値向上に向けた継続的な取り組みを強化・推進してまいりました。

さらに、「グローバルチャレンジ/変革と前進」をキーワードに、中長期的な視点から海外市場をはじめとした新しいマーケットの開拓を目指しております。

(2) コーポレート・ガバナンスの取組み

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行を監督しております。また、当社は、2016年5月25日開催の当社第105期定時株主総会においてご承認いただいて以降、独立役員である社外取締役を2名とし、取締役会の監督機能の更なる強化を図っております。

監査役会は、独立役員である社外監査役も参加し、各監査役は監査方針及び監査計画に基づいて、取締役会への出席や重要書類の閲覧等の監査など取締役の職務執行の監査を行うほか、会計監査人や内部監査部門とも連携して、意見・情報交換を行っております。

社内管理体制においても、統合リスク管理委員会とコンプライアンス委員会を設置し、統合リスク管理委員会の下に統合リスク管理部会と内部統制整備部会を置くなど、内部統制機能及び監査機能の強化を図っております。

これらのコーポレート・ガバナンス体制の品質向上を図ることにより、経営の透明性と健全性を継続的に高め、株主の皆さまやお得意さまはもとより社会全体から高い信頼を得るように努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 当社株式の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の内容

（概要は資料1のとおりです。）

(1) 本対応方針の目的

近時、事業を取り巻く環境はますます厳しくなっており、企業の事業戦略の一手段として他企業の買収が一般的に考慮される時代となりました。

当社取締役会は、当社の買収を企図した大規模買付行為であっても、それが会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められない限り、これを阻止しようとするものではありません。当社株券等の大規模買付行為を受入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として大規模買付行為がなされた場合、株主の皆さまが大規模買付者の買付行為が妥当かどうかを判断いただくための十分な時間と情報が提供されず、結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合が生じる可能性も否定できません。

本対応方針は、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等に対する買付等がなされる際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるという観点から、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案提示の機会を確保することを目的として大規模買付ルールを定め、併せて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要に応じて発動しうる大規模買付行為に対する相応の対抗措置を定めるものです。

(2) 対象となる大規模買付行為

本対応方針の対象となる大規模買付行為とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）とします。

（注1）：特定株主グループとは、

（ ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

（ ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）をいいます。

- (注2)：議決権割合とは、
- ()特定株主グループが、(注1)の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も計算上考慮されるものとします。)
 - または、
 - ()特定株主グループが、(注1)の()記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注3)：株券等とは、
 同法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

(3) 大規模買付ルールの内容

当社は、大規模買付行為が以下に定める大規模買付ルールに従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会が確保され、ひいては当社の企業価値と株主共同の利益につながるということが重要であると考えます。この大規模買付ルールとは、

- ()大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならない、
- ()当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後(株主意思確認のための株主総会が招集される場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が承認されなかった場合)にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。

具体的には以下のとおりであります。

意向表明書の提出の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要等及び大規模買付ルールを遵守する旨を示していただきます。

情報提供の要求

次に、当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を大規模買付者に提供していただくために、当社取締役会は、大規模買付者に対し、の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付情報の項目を記載した書面を交付します。

大規模買付情報の主要な項目は以下のとおりです。

- (a)大規模買付者及びグループ(共同保有者、特別関係者及び組員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の概要(氏名または名称及び住所または所在地、代表者の役職及び氏名、会社等の目的及び事業の内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験、国内連絡先、設立準拠法、過去の法令違反等の有無及び内容を含みます。)
- (b)大規模買付行為の目的、方法及び内容(関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の対価の種類・価格、買付等の時期等を含みます。)
- (c)買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその根拠を含みます。)及び買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (d)当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- (e)大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先等利害関係者の処遇方針
- (f)大規模買付情報の一部を提供できない場合には、その具体的な理由

なお、大規模買付情報は株主の皆さまの判断及び取締役会の意見形成のために必要な範囲に限定されますが、大規模買付者から提供していただいた情報だけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで、合理的な回答期間を定めた上で、追加的に情報提供を求めることがあります。

但し、当社取締役会が情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、大規模買付情報の一部の提供を受けていないことをもって大規模買付情報の提供が完了していないと判断することはできないことといたします。情報提供期間の満了までに大規模買付者が大規模買付情報の一部について情報提供を行わなかった場合、その事実及び理由は、他の大規模買付情報とともに、株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報として開示、評価及び検討の対象といたします。

大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

取締役会による評価期間及び大規模買付情報等の開示

大規模買付者は、当社取締役会による一定の評価期間が経過するまでの間は、大規模買付行為を開始することができません。

すなわち当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）のほか、社外取締役及び社外監査役の助言を最大限尊重して、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、株主の皆さまに対し開示します。

また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。

当社取締役会が、後記(4) 記載のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動につき株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合には、以下に定める要領に従って、新株予約権の無償割当等を行うこと、またはこれを当社取締役会に委任することを議案とする株主総会（以下「本件株主総会」といいます。）を開催するものとします。

本件株主総会は、取締役会評価期間終了後60日以内に開催するものとしますが、事務手続き上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合は、事務手続き上可能な最も早い日に開催するものとします。

当社取締役会が本件株主総会を開催することとした場合は、大規模買付者は、本件株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することはできません。

- (a) 当社取締役会は、対抗措置を発動する必要があると判断した後速やかに本件株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本件基準日」といいます。）を設定し、本件基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
- (b) 本件株主総会において議決権を行使できる株主は、本件基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- (c) 本件株主総会の決議は、法令及び当社定款第17条第1項に基づき、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行うものとします。
- (d) 当社取締役会は、本件株主総会にて株主の皆さまが判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本件株主総会の基準日を設定した後であっても、本件基準日の変更、または本件株主総会の延期もしくは中止をすることができるものとします。

なお、当社取締役会は、本件株主総会開催の決定及び本件株主総会の決議内容について速やかに開示することとします。

(4) 大規模買付行為が為された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、原則として、大規模買付行為を阻止するものではありません。

しかしながら、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、大規模買付行為において、例えば次の(a)から(e)までに掲げられる行為が意図されており、その結果として、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に下記の対抗措置をとることがあります。

(a)株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為

(b)経営を一時的に支配し、重要な資産を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行う行為

(c)当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(d)経営を一時的に支配し、高額資産を処分させ、一時的な高配当や株価高騰の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(e)強圧的二段階買付等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等の行為

なお、当該大規模買付行為において、大規模買付者が上記(a)から(e)に記載の意図を有している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限ってとるものであり、かかる大規模買付者の意図がそれらに形式的に該当することのみを理由として上記例外的措置をとることはしないものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

意向表明書の提出や大規模買付情報の提供をしないなど大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること、あるいは大規模買付者の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが期待できない事項もあること等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、大規模買付情報の一部が大規模買付者によって提出されないことのみをもって大規模買付ルールの不遵守と認定することはしないものとします。

対抗措置の内容

具体的な対抗措置については、当社定款に基づく新株予約権の無償割当等、法令及び定款により認められる対抗措置の中から最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

新株予約権の無償割当をする場合の概要は資料2に記載のとおりですが、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めない旨の条件を付すことや、新株予約権者に対して当社株式を交付するのと引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項を付けることがあります。

対抗措置発動の手続

対抗措置の発動は上記及びに従い、独立の外部専門家(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など)のほか、社外取締役及び社外監査役の助言を最大限尊重して、当社取締役会で決定することといたします。但し、当社取締役会がなお株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合には、株主総会の開催を求めることがあります。

対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切な開示を行います。なお、かかる開示には、対抗措置発動に関し助言を得た外部専門家の氏名または名称及び助言内容並びに対抗措置発動についての当社の考え方を含めるものとします。

対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でない場合には、独立の外部専門家(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など)のほか、社外取締役及び社外監査役の助言を最大限尊重して、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の無償割当の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、速やかな情報開示を行います。

2 株主及び投資家の皆さまに与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆さまに与える影響

大規模買付ルールは、大規模買付者に対して、大規模買付行為を行うに当たり従うべきルールを定めたものであり、株主の皆さまの所有する当社株券等に係る法的権利及び経済的利益に対して直接的な影響を与えるものではありません。

また、大規模買付ルールは、当社株主の皆さまに対し、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために、必要な情報と当社取締役会の意見や代替案をそれぞれ提供するものであります。これにより、株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、大規模買付者以外の株主の皆さまが、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆さまは、保有する株式1株につき1個の割合で新株予約権の割当てを無償で受けることとなります。

そして、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることを決定した場合には、大規模買付者以外の株主の皆さまは、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を無償にて受領することとなります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落日以降)に、当社取締役会が当該新株予約権の発行を中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じなくなることとなるため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(4) 対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要な手続き

対抗措置として、新株予約権の無償割当が行われる場合に、株主の皆さまがこの割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆さまには、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、申込みを要することなく新株予約権が割り当てられます。

また、当社が新株予約権の取得の手続きをとった場合には、大規模買付者以外の株主の皆さまは、申込みや金銭の払い込みを要することなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示いたします。

3 本対応方針の有効期限、廃止及び変更等

本対応方針の有効期限は、2021年5月に開催される予定の定時株主総会終結の時までといたします。

なお、当社は、関係法令等の整備状況や企業価値・株主共同の利益保護の観点から、本対応方針の見直しを随時行い、必要に応じて取締役会決議または株主総会決議により本対応方針を廃止し、または変更する場合がございます。

本対応方針の廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実及び変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って情報開示いたします。

また、本対応方針の有効期限以降、本対応方針の継続（一部修正した上での継続を含みます。）については定時株主総会のご承認を得ることとします。

4 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株券等に対する大規模な買付等がなされる場合に、それに応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会の確保を目的として、大規模買付ルールを設定し、大規模買付行為を行う者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとし、当該大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会として、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）のほか、社外取締役及び社外監査役の助言を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じることを内容としております。このような本対応方針は、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

(2) 本対応方針が株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針が、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則や、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言の趣旨に沿った内容となっております。

本対応方針は、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保し、株主の皆さまが、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を保護するという目的をもって導入されるものです。

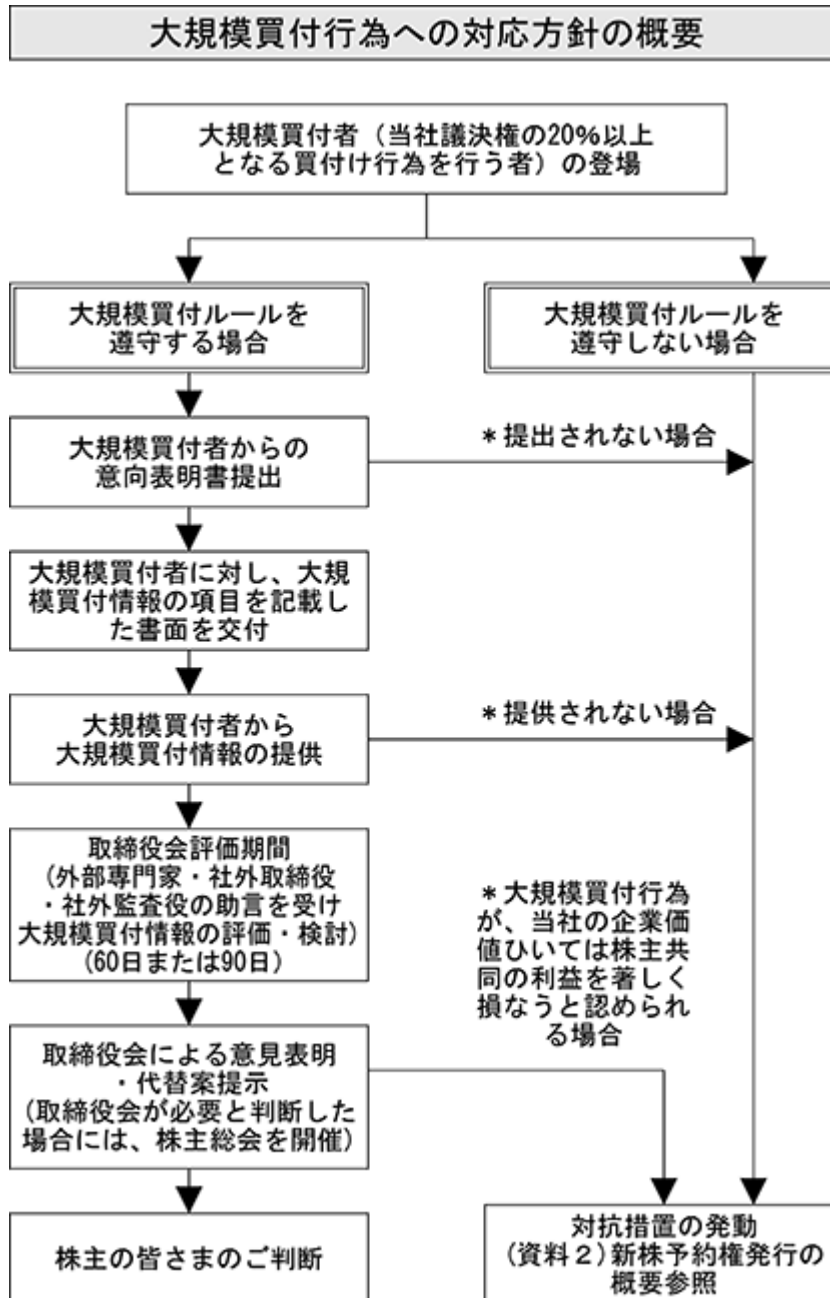
本対応方針の有効期間は、継続の承認を得た定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。また、本対応方針は、その有効期間満了前であっても、株主総会決議または取締役会決議により、廃止することが可能です。なお、当社は、株主総会における取締役の解任要件を普通決議から加重はしておりません。

当社取締役会は、本対応方針が定める対抗措置発動の判断において、独立の外部専門家のほか、社外取締役及び社外監査役の助言を最大限尊重しなければならないこととしております。また、かかる助言及び当社取締役会の判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとしており、本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

以上のほか、本対応方針は、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止すべく、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように工夫されております。

(資料1)

本対応方針の概要



(資料2)

新株予約権発行の概要

1. 新株予約権割当の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをすることなく新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

本対応方針の発効日以降に議決権割合が20%以上となったことのある特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定めるものとする。詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることができる。

2 【事業等のリスク】

事業等のリスク情報につきましては、以下の通りであります。

なお、以下に記載している将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

消費者の嗜好の変化などに伴うリスク

当社グループが取り扱う衣料品は、ファッショントレンドの変化による影響、景気動向が消費意欲に与える影響、他社との競合による販売価格の抑制などを受けやすい傾向にあります。このような状況下におきまして、当社グループは情報力、分析力の強化による企画精度の向上や生産期間の短縮化を図り、売れ筋商品の開発に努めておりますが、さらなる競合の激化や、予測と異なるトレンドの変化に対して適切な商品政策が実施できない場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

為替に関するリスク

当社グループは、仕入高に占める海外商品の依存度が高く、主として米ドル決済を行っております。為替リスクヘッジのために四半期ごとに仕入れ予測に基づいた実需の範囲で為替予約を実施しております。しかしながら、予期せぬ為替レートの変動が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

生産地に関するリスク

当社グループは、中国や韓国等のアジア地域における生産の依存度が高くなっております。そのため、予期しない法律または規制の変更、不測の政治体制または経済政策の変化、テロ・戦争・天災・その他要因による国・地域の混乱、重大な影響を及ぼす流行性疾患の蔓延などにより、商品の調達に支障が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

販売先に関するリスク

）売上高依存度

当社グループの販売先上位5社における売上高依存度は約43.0%であります。当社グループは主力販売先との緊密な関係を強化するよう常に心掛けるとともに、新規販路の拡大を重要な営業政策としておりますが、販売先の経営方針の変更等予期せぬ事態により取引の中断や取引の継続に支障が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

）与信面

当社グループにおける主要な販売先は、量販店、専門店、通販、百貨店等の小売業者及び衣料品卸売業者と多岐にわたります。当社グループにおいては、これらの販売先に対して、社内規定等に基づいた与信管理を徹底し、万全な債権の保全に努めておりますが、予期せぬ経営破綻等により貸倒損失の発生や、売上高の減少が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

天候に関するリスク

レディス・アパレルをはじめとした当社グループの主要製品は、シーズン性が強いアパレル製品の割合が高く、冷夏・暖冬等の天候不順によりシーズン商品の販売が予測と大きく異なった場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

個人情報に関するリスク

当社グループは、個人情報保護に関して、情報の利用や管理等について社内安全管理体制を整えておりますが、予期せぬ事由によって外部漏洩が発生し、社会的信用の低下や損害賠償責任が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

新規事業に伴うリスク

当社グループは、企業価値を高めていくために、顧客や市場の変化に柔軟に対応した業態開発や、ブランド開発などの事業投資に積極的に取り組んでおります。事業投資については予め十分な調査・研究を行っておりますが、市場環境の変化により、事業活動が計画どおりに進捗しなかった場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

品質に関するリスク

当社グループは、商品の品質管理におきまして、厳しい品質基準を設け適切な管理体制のもと対応しておりますが、当社グループまたは仕入先などに原因が存する予期せぬ事由により、商品の製造物責任を問われる事故が発生し、当社グループの企業・ブランドイメージの低下や損害賠償責任が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

また、商品の品質不良発生により主力販売先と取引が継続できない状態が生じた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

ライセンス契約に関するリスク

当社グループは様々な企業からライセンス供与を受けておりますが、契約の満了、解除または大幅な条件変更があった場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、実質GDPの約6割を占める個人消費について、年間を通じて低調に推移し、なかでも、当社のコア事業であるボリュームゾーン（一般的な価格帯）の衣料品市場においては、消費者の低価格志向や、それに伴うサプライヤー（納入業者）間の厳しい価格競争が続いているところであります。

こうした状況を踏まえ、当年度の全社テーマとして“バックホーム”（原点回帰）を掲げ、商品企画力の強化、商品毎・得意先毎の適正な利益率の確保、生産協力工場との協働による品質安定化に取り組み、当社の強みを取り戻していくことに注力してまいりました。あわせて、中長期目標として、当社のオリジナル性が高い素材や外部専門家との協業による特長ある商品の開発、新たな小売事業の検討等を掲げ、中長期における収益力の挽回、底上げを図っているところであります。

当連結会計年度の売上高は、3月・4月こそ気温が平年を上回り初夏物商品が順調に推移いたしました。第2四半期以降は、台風・豪雨や暖冬などの天候要因に加え、レディスアパレルのヤング向け商品が低調に推移したことにより、64,815百万円（前期比10.9%減）となりました。一方で、低利益率商品の見直しによる売上総利益率の改善や、販売管理費の削減への取り組みにより、営業利益は前期に比べ1,250百万円増益の101百万円（前期は1,148百万円の営業損失）、経常利益は前期に比べ1,309百万円増益の209百万円（前期は1,099百万円の経常損失）となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益は、アパレル・テキスタイル関連事業の来年度以降の収益について、会計基準に則り保守的に見通した結果、アパレル・テキスタイル関連事業に係るソフトウェアを主体とする固定資産を一括償却したことなどに伴い、特別損失として減損損失1,507百万円を計上いたしました。加えて、前年度に計上した固定資産売却益の影響がなくなったことから、前期比3,580百万円減益の1,621百万円の純損失（前期は1,959百万円の純利益）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

アパレル・テキスタイル関連事業

台風・豪雨や暖冬などの天候要因に加え、レディスアパレルのヤング向け商品が低調に推移したことにより、売上高は58,459百万円（前期比12.7%減）となりました。一方で、低利益率商品の見直しによる売上総利益率の改善や、販売管理費の削減への取り組みにより、営業損失の赤字額は前期に対して縮小したものの、減収の影響を跳ね返すに至らず、営業損失は440百万円（前期は1,733百万円の損失）となりました。

賃貸事業

賃貸不動産の取得に伴い、売上高は779百万円（前期比4.8%増）となりました。一方で、賃貸不動産の取得に伴う固定資産取得税の支払などにより、営業利益は525百万円（前期比2.1%減）となりました。

その他

合成樹脂・化成品事業の増収などに伴い、売上高は5,576百万円（前期比10.5%増）となりました。一方で、化成品事業における原料価格上昇などにより、営業利益は11百万円（前期比72.7%減）となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
アパレル・テキスタイル関連事業	879	13.7
賃貸事業		
その他		
合計	879	13.7

- (注) 1. 金額は製造原価であります。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
アパレル・テキスタイル関連事業	46,102	16.3
賃貸事業		
その他	5,129	+ 11.5
合計	51,231	14.1

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

受注状況

該当事項はありません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
アパレル・テキスタイル関連事業	58,459	12.7
賃貸事業	779	+ 4.8
その他	5,576	+ 10.5
合計	64,815	10.9

- (注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
株式会社むら	22,424	30.8	17,574	27.1

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態

総資産

流動資産は、前連結会計年度末比3,866百万円減少し、20,864百万円となりました。これは主として、現金及び預金が2,647百万円、受取手形及び売掛金が1,268百万円減少したことなどによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末比16百万円減少し、26,922百万円となりました。これは主として、土地が1,657百万円増加しましたが、無形固定資産が1,216百万円、投資有価証券が544百万円減少したことなどによるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末比3,882百万円減少し、47,786百万円となりました。

負債

負債は、前連結会計年度末比1,986百万円減少し、14,329百万円となりました。これは主として、支払手形及び買掛金が945百万円、短期デリバティブ債務が768百万円減少したことなどによるものであります。

純資産

純資産は、前連結会計年度末比1,896百万円減少し、33,456百万円となりました。これは主として、利益剰余金が1,994百万円減少したことなどによるものであります。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)につきましては、前連結会計年度末に比べ2,647百万円(43.0%)減少の3,510百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動により減少した資金は、283百万円(前期は2,412百万円の減少)となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失が1,356百万円、仕入債務が944百万円減少、法人税等の支払額が723百万円となった一方で、減損損失が1,507百万円、売上債権が1,262百万円減少となったことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動により減少した資金は、2,621百万円(前期は7,514百万円の増加)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が2,517百万円となったことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動により増加した資金は、290百万円(前期は2,396百万円の減少)となりました。これは主に、短期借入金の減少額が210百万円、長期借入金の返済による支出が1,125百万円、配当金の支払額が373百万円となった一方で、長期借入れによる収入が2,000百万円となったことなどによるものであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

主要な資金需要および財源

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、賃貸不動産の取得、設備新設・改修等によるものであります。

これらの資金の財源につきましては、営業活動によるキャッシュフロー及び自己資本のほか、金融機関からの借入による資金調達にて対応していくこととしております。

資金の流動性

当社及び国内連結子会社においてCMS(キャッシュ・マネージメント・システム)を導入することにより、各社における余剰資金の一元管理を行うことで、資金効率の向上を図っております。

(5) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。これらの見積りについては過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴い、実際の結果と異なる場合があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、2,487百万円であります。その主な内訳は、賃貸事業における提出会社の賃貸不動産の取得であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

提出会社

2019年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース資産	その他		合計
本社 (名古屋市西区) (注)2	アパレル・ テキスタイル関連事業	事務所設備					1,263	1,263	529
東京支店 (東京都中央区) (注)2	アパレル・ テキスタイル関連事業	事務所設備					12	12	100
大阪支店 (大阪府中央区) (注)2	アパレル・ テキスタイル関連事業	事務所設備	27				1	29	28
(名古屋市中区)	賃貸事業	賃貸用土地			11,828 (3)			11,828	

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は器具備品であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
2. 連結会社以外から建物を賃借しております。
3. 上記の他、連結会社以外から賃借及びリースをしている主要な設備の内容は、下記の通りであります。

所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地面積 (千㎡)	年間賃借料 及びリース料 (百万円)
愛知県犬山市	アパレル・テキスタイル関連事業	物流設備	57	633

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 連結子会社の㈱タキヒヨー・オペレーション・プラザが管理運営しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (2019年5月30日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,600,000	9,600,000	東京証券取引所市場第一部 名古屋証券取引所市場第一部	単元株式数は 100株であります
計	9,600,000	9,600,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

2017年5月24日開催の第106期定時株主総会決議により、2017年9月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施するとともに単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。これにより、当該株式併合以前に発行した新株予約権について、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

2007年新株予約権

決議年月日	2007年5月23日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Aプラン 3 Bプラン 7	
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン 27	(注) 1	
新株予約権の目的となる 株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Aプラン Bプラン 5,400	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1	
新株予約権の行使期間	Aプラン 2007年6月23日～2014年6月22日 Bプラン 2007年6月23日～2027年6月22日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2		
新株予約権の行使の条件	(注) 3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	(注) 4		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5		

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

- (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2026年6月22日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2026年6月23日以降新株予約権を行使することができるものとします。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- 合併(当社が消滅する場合に限る)
 - 合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2008年新株予約権

決議年月日	2008年5月21日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Aプラン Bプラン	3 7
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン	64	(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Aプラン Bプラン	12,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1	
新株予約権の行使期間	Aプラン	2008年6月21日～2015年6月20日	
	Bプラン	2008年6月21日～2028年6月20日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1	
	資本組入額	(注) 2	
新株予約権の行使の条件	(注) 3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5		

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。
- 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2027年6月20日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2027年6月21日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2009年新株予約権

決議年月日	2009年5月20日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Aプラン Bプラン	4 7
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン	53	(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Aプラン Bプラン	10,600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1	
新株予約権の行使期間	Aプラン	2009年6月20日～2016年6月19日	
	Bプラン	2009年6月20日～2029年6月19日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1	
	資本組入額	(注)2	
新株予約権の行使の条件	(注)3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5		

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2028年6月19日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2028年6月20日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当

該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2010年新株予約権

決議年月日	2010年5月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7
新株予約権の数(個)	Bプラン 47 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 9,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2010年6月19日～2030年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2029年6月18日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2029年6月19日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場

合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

- 合併(当社が消滅する場合に限る)
 - 合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2011年新株予約権

決議年月日	2011年5月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7
新株予約権の数(個)	Bプラン 73 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 14,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2011年6月18日～2031年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。
 - (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2030年6月17日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2030年6月18日以降新株予約権を行使することができるものとします。
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
 - 合併(当社が消滅する場合に限る)
 - 合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

- 新設分割
新設分割により設立する株式会社
株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2012年新株予約権

決議年月日	2012年5月23日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Aプラン Bプラン	5 7
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン	61	(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Aプラン Bプラン	12,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1	
新株予約権の行使期間	Aプラン	2012年6月23日～2019年6月22日	
	Bプラン	2012年6月23日～2032年6月22日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1	
	資本組入額	(注) 2	
新株予約権の行使の条件	(注) 3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5		

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当事業年度末までに全て行使済みであります。
- 前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2031年6月22日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2031年6月23日以降新株予約権を行使することができるものとします。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- 合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
新設分割

- 新設分割により設立する株式会社
株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2013年新株予約権

決議年月日	2013年5月22日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Aプラン Bプラン	5 7
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン	3 71	(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Aプラン Bプラン	600 14,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1	
新株予約権の行使期間	Aプラン	2013年6月22日～2020年6月21日	
	Bプラン	2013年6月22日～2033年6月21日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1	
	資本組入額	(注)2	
新株予約権の行使の条件	(注)3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5		

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。
前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。
(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2032年6月21日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2032年6月22日以降新株予約権を行使することができるものとします。
(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

- 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2014年新株予約権

決議年月日	2014年5月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7
新株予約権の数(個)	Bプラン 73 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 14,600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2014年6月21日～2034年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。
新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- (ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2033年6月20日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2033年6月21日以降新株予約権を行使することができるものとします。
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。
- 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。
その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。
4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- 合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
新設分割
新設分割により設立する株式会社
株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2015年新株予約権

決議年月日	2015年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7
新株予約権の数(個)	Bプラン 69 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 13,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2015年6月20日～2035年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2034年6月19日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2034年6月20日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2016年新株予約権

決議年月日	2016年 5月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7
新株予約権の数(個)	Bプラン 81 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 Bプラン 16,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 2016年 6月18日～2036年 6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2035年6月17日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2035年6月18日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権 1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2017年新株予約権

決議年月日	2017年 5月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 Bプラン 7
新株予約権の数(個)	Bプラン 79 (注) 1

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Bプラン	15,800	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1		
新株予約権の行使期間	Bプラン	2017年6月17日～2037年6月16日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1	資本組入額	(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4			
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5			

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2036年6月16日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2036年6月17日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2018年新株予約権

決議年月日	2018年5月23日			
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	Bプラン	6	
新株予約権の数(個)	Bプラン	24	(注) 1	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	Bプラン	4,800	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり	1		
新株予約権の行使期間	Bプラン	2018年6月16日～2038年6月15日		

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年4月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、2037年6月15日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、2037年6月16日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数	発行済株式 総数残高	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年9月1日(注)	38,400,000	9,600,000		3,622		4,148

(注)2017年5月24日開催の第106期定時株主総会決議により、2017年9月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施いたしました。

(5)【所有者別状況】

2019年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		30	17	122	52	3	5,593	5,817	
所有株式数 (単元)		19,721	179	39,481	2,614	5	33,919	95,919	8,100
所有株式数 の割合(%)		20.56	0.18	41.16	2.73	0.01	35.36	100.00	

- (注) 1. 自己株式272,653株は、「個人その他」に2,726単元、「単元未満株式の状況」に53株含まれております。
2. 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ5単元及び84株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社キョクヨーホールディングス	名古屋市天白区御幸山120 1	2,400	25.73
株式会社旭洋興産	名古屋市天白区御幸山120 1	420	4.50
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2 7 1	258	2.76
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1 13 1	240	2.57
タキヒヨー取引先持株会	名古屋市西区牛島町6 1 タキヒヨー取引先持株会事務局	208	2.23
滝 茂 夫	名古屋市千種区	167	1.79
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1 6 6	164	1.76
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2 11 3	157	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1 8 11	122	1.31
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1 4 1	120	1.28
計	-	4,260	45.61

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式272千株があります。

2. 2019年2月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2019年2月11日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年2月28日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	258	2.69
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	115	1.20
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	21	0.22
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	138	1.45
計		533	5.56

なお、2019年3月18日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2019年3月11日現在で同社の保有する株式等について、保有株券等の412千株、株券等保有割合4.30%に減少している旨が記載されております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 272,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,319,300	93,193	
単元未満株式	普通株式 8,100		
発行済株式総数	9,600,000		
総株主の議決権		93,193	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権5個)含まれております。

2. 「単元未満株式」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式84株及び当社保有の自己株式53株がそれぞれ含まれております。

【自己株式等】

2019年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) タキヒヨー株式会社	名古屋市西区牛島町 6番1号	272,600		272,600	2.84
計		272,600		272,600	2.84

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	272,653		272,653	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、長期的な経営基盤の確立のため、財務体質の強化に努めるとともに、配当についても株主への利益還元を経営の重要課題の一つと考えております。更に、安定した配当を継続するとともに、内部留保を充実すること等を勘案して決定する方針を採っております。

当社は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。

配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり40円（うち中間配当金20円）としております。

内部留保資金につきましては、市場ニーズに応える商品開発及び将来を展望した事業展開の投資に備えるものといいたいと考えております。

当社は「取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2018年9月28日 取締役会決議	186	20.00
2019年5月29日 定時株主総会決議	186	20.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算年月	2015年2月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月
最高(円)	460	512	489	2,440(488)	2,586
最低(円)	395	417	409	2,160(432)	1,606

(注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第107期の最高・最低株価については、株式併合後の最高・最低株価を記載し、株式併合前の最高・最低株価は()内に記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2018年9月	10月	11月	12月	2019年1月	2月
最高(円)	2,219	2,196	1,984	1,984	1,840	1,830
最低(円)	2,111	1,820	1,919	1,606	1,683	1,709

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員状況】

男性13名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長 執行役員		滝 茂 夫	1951年8月18日生	1974年4月 モビリア(株)入社 1984年4月 同社営業第一部部長 1986年4月 当社入社 1989年5月 取締役シャンパール副担当 1990年9月 常務取締役アンクライン、ダナ・キャラン担当 1993年3月 取締役副社長 1994年5月 取締役社長 2011年3月 取締役会長 2016年5月 代表取締役会長執行役員(現任)	(注)4	167,690

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長 執行役員		滝 一 夫	1960年 1 月27日生	1990年 3 月 当社入社 2003年 3 月 執行役員テキスタイル事業部副事業部長兼テキスタイル 部長兼企画開発室長 2004年 5 月 取締役テキスタイル事業部長兼企画開発室長 2008年 3 月 常務取締役テキスタイル事業部長 2008年 9 月 常務取締役テキスタイル事業部長兼テキスタイル 部長 2009年 3 月 常務取締役テキスタイル事業部長兼テキスタイル企画営業部長 2010年 3 月 常務取締役営業部門副統轄 2011年 3 月 取締役社長 2016年 5 月 代表取締役社長執行役員(現任)	(注) 4	112,860
取締役 専務 執行役員	営業本部長 兼 アパレル第二 営業部担当	岡 本 智	1957年 8 月16日生	1980年 4 月 当社入社 2000年 3 月 アパレル事業部ベビー・キッズ 部長 2005年 3 月 執行役員アパレル事業部ベビー・キッズ 部長兼ベビー・キッズ 部長 2008年 3 月 執行役員アパレル事業部婦人服部長 2008年 5 月 取締役アパレル事業部婦人服部長 2010年 3 月 取締役第2 営業部統轄兼婦人服部長 2011年 3 月 常務取締役第2 営業部統轄 2013年 3 月 専務取締役営業本部長 2016年 5 月 取締役専務執行役員営業本部長 2019年 3 月 取締役専務執行役員営業本部長兼アパレル第二営業部担当(現任)	(注) 4	13,100
取締役 専務 執行役員	スタッフ部門 統轄 兼 経営企画部長	武 藤 篤	1956年 2 月23日生	1978年 4 月 (株)東海銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 2006年 1 月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)企画部部長 2006年 4 月 当社入社執行役員特命担当兼スタッフ部門担当 2006年 5 月 取締役特命担当兼スタッフ部門担当 2007年 3 月 取締役特命担当兼スタッフ部門担当兼経営企画部長 2009年 3 月 常務取締役特命担当兼スタッフ部門担当兼経営企画部長 2012年 3 月 常務取締役スタッフ部門統轄兼経営企画部長 2015年 3 月 専務取締役スタッフ部門統轄兼経営企画部長 2017年 3 月 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄兼経営企画部長(現任)	(注) 4	8,800
取締役 執行役員	生活関連 事業開発室長	滝 祥 夫	1960年 1 月27日生	1990年11月 当社入社 2003年 3 月 執行役員百貨店事業部副事業部長 2004年 5 月 取締役百貨店事業部長 2006年 3 月 取締役百貨店事業部長兼AKNYブランド長兼企画室長 2008年 9 月 取締役百貨店事業部長兼新規事業開発担当 2010年10月 取締役ニューヨーク支店長兼新規事業開発室長 2013年 3 月 取締役兼(株)マックスアンドグローイング取締役社長 2014年12月 取締役スポーツウエア営業部管掌 2015年 3 月 取締役生活関連事業開発室長 2016年 5 月 取締役執行役員生活関連事業開発室長(現任)	(注) 4	88,300
取締役 執行役員	アパレル第一 営業部 婦人部 ・ 婦人服部・ 婦人販売部担当 兼 大阪支店長	池 田 雅 彦	1964年10月13日生	1987年 4 月 当社入社 2007年 3 月 アパレル事業部婦人 部長 2013年 3 月 執行役員アパレル営業部婦人 部長 2013年 5 月 取締役アパレル営業部婦人 部長 2015年 3 月 取締役婦人販売グループ統轄兼大阪支店長 2016年 5 月 取締役執行役員テキスタイル営業部統轄兼婦人販売グループ販売 部長兼大阪支店長 2017年 3 月 取締役執行役員テキスタイル営業部統轄兼国際営業部統轄兼大阪支店長 2017年11月 取締役執行役員アパレル第一営業部婦人部・ 部担当兼大阪支店長 2019年 3 月 取締役執行役員アパレル第一営業部婦人部・ 部・ 婦人服部・ 婦人販売部担当兼大阪支店長(現任)	(注) 4	2,700

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員	アパレル第一 営業部 婦人部・部 担当	柚木 健太郎	1965年1月23日生	1987年4月 当社入社 2008年3月 アパレル事業部婦人部長 2013年3月 執行役員アパレル営業部婦人部長 2015年3月 執行役員アパレル営業部婦人部長 2016年3月 執行役員営業副本部長兼アパレル営業部婦人部長 2016年5月 取締役執行役員営業副本部長兼アパレル営業部婦人部長 2017年3月 取締役執行役員営業副本部長兼アパレル第一営業部統轄 2017年11月 取締役執行役員アパレル第一営業部担当兼婦人部・部担当 2019年3月 取締役執行役員アパレル第一営業部婦人部・部・部担当(現任)	(注)4	3,800
取締役		前川 明	1950年5月23日生	1973年4月 (株)阪急百貨店(現株)阪急阪神百貨店)入社 2002年4月 同社執行役員副本店長 2004年4月 同社執行役員MD本部ファッション事業商品部担当 2008年4月 同社取締役常務執行役員 2012年4月 (株)阪急阪神百貨店取締役専務執行役員 2014年4月 エイチ・ツー・オー リテイリング(株)顧問 2015年5月 当社取締役(現任)	(注)4	1,900
取締役		今井 博	1952年7月17日生	1975年4月 (株)オンワード樺山(現株)オンワードホールディングス)入社 2000年3月 同社執行役員ボールスミス事業本部長 2005年5月 同社取締役常務執行役員事業本部統括 2008年3月 同社執行役員ブランドマーケティング室長 2012年3月 同社執行役員レディス事業本部長 2014年3月 同社顧問 2015年6月 (株)マインドウインド入社 2016年5月 同社常務取締役レディス事業部長 当社取締役(現任)	(注)4	100
常勤監査役		加藤 佳彦	1951年8月5日生	1974年3月 当社入社 2000年3月 総務部長 2002年5月 常勤監査役(現任)	(注)5	21,400
常勤監査役		丹羽 卓三	1964年10月23日生	1989年4月 当社入社 2012年3月 経理部長 2013年3月 監査室長 2015年5月 常勤監査役(現任)	(注)5	3,800
監査役		鷲野 直久	1959年8月25日生	1984年4月 大成建設(株)入社 1991年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)名古屋事務所入所 1998年6月 (有)鷲野経営サービス代表取締役(現任) 2001年1月 鷲野公認会計士事務所所長(現任) 2009年5月 当社監査役(現任) 2019年1月 税理士法人鷲野会計代表社員(現任)	(注)5	5,300
監査役		未安 堅二	1944年2月23日生	1967年4月 (株)東海銀行(現株)三菱UFJ銀行)入行 1994年6月 同行取締役 1996年6月 同行常務取締役 1999年6月 同行専務執行役員 2002年6月 (株)中京銀行代表取締役頭取 2011年1月 同行取締役会長 2011年6月 同行特別顧問 2012年5月 当社監査役(現任) 2015年6月 名港海運(株)社外監査役(現任) 2015年8月 学校法人名古屋学院大学理事長	(注)5	1,800
計						431,550

- (注) 1. 取締役 前川明、今井博は社外取締役であります。
2. 監査役 鷲野直久、未安堅二は社外監査役であります。
3. 代表取締役社長執行役員 滝一夫と取締役執行役員 滝祥夫は兄弟であります。
4. 2019年2月期に係る定時株主総会終結の時から2021年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2016年2月期に係る定時株主総会終結の時から2020年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

(ア) 企業統治の体制の概要

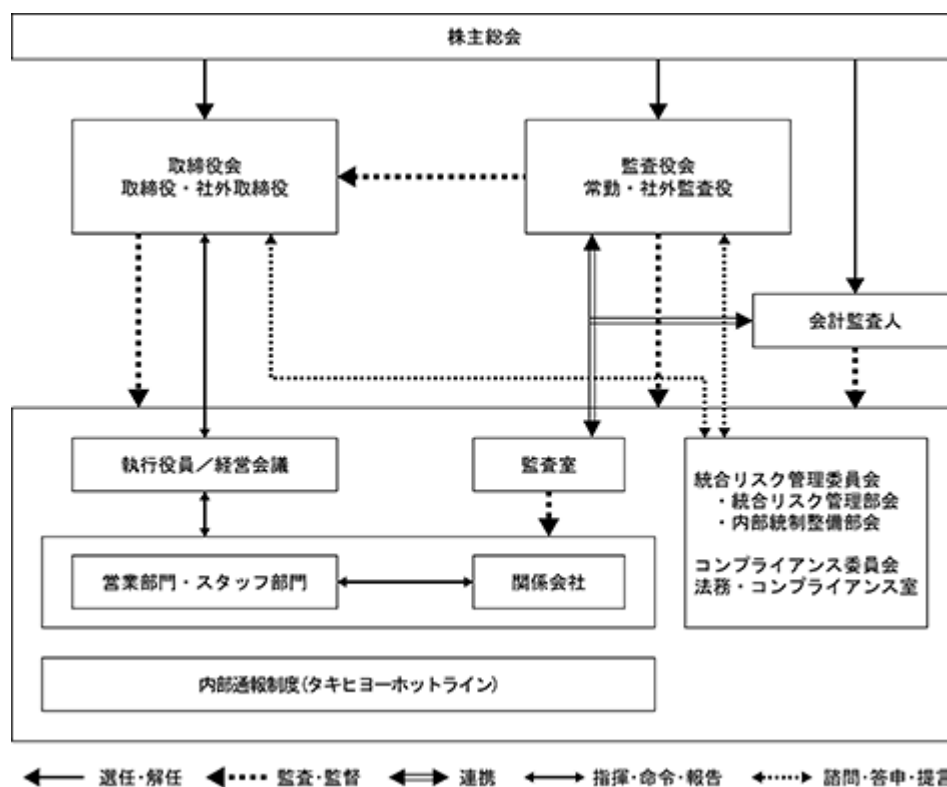
当社の取締役会は取締役9名（うち社外取締役2名）で構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行を監督しております。

また、当社は営業部門とスタッフ部門を設け、各々に営業本部長と部門統轄を配置し、取締役会からの権限委譲を図っております。加えて、執行役員制を導入することで、意思決定及び業務執行の迅速化と取締役会の活性化を図り、取締役が担う経営に関する意思決定及び監督機能と、執行役員が担う業務執行機能を明確に分離し、更なるガバナンスの強化を図っております。また、営業政策上重要な事項について意思決定の迅速化を図るため、常務執行役員以上によって構成する経営会議を定期的開催いたしております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は常勤監査役2名、社外監査役2名の4名で構成されております。監査役会は13回開催され、監査方針及び監査計画に基づいて、取締役の職務執行の監査、重要書類の閲覧等の監査を行っており、会計監査人や内部監査部門とも連携して、意見・情報交換を行っております。

上記の企業統治体制のもとで、迅速な意思決定と適切な業務執行が行われており、経営監視体制も十分機能していると考えております。

当社の本報告書提出日現在におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の概要は、下図のとおりです。



(イ) 内部統制システムに関する基本的方針及び整備の状況

〔取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制〕

a 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は取締役9名（うち社外取締役2名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行の監督を行っております。

監査役4名（うち社外監査役2名）によって構成される監査役会は取締役の職務の執行に対する監査を行っております。当社は、「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」の経営哲学に基づき、業務の適正を図ってきたことに鑑み、取締役と監査役がこれらの哲学と情報を共有し、連携を図り、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監視することにより、その適正を一層図っております。

b 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報について、「文書管理規程」に従い適切に保存及び管理を行います。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき「統合リスク管理委員会」を設置し、その下に「統合リスク管理部」と「内部統制整備部」を置いております。

「統合リスク管理委員会」は、網羅的なリスクの洗い出し及びリスクカテゴリーごとの定量的・定性的な評価を行った結果を踏まえ、「統合リスク管理シート」を作成し、定期的に取り締役会へ報告しております。

また、法務・コンプライアンス室を設け、法的リスクの管理を強化しております。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行の効率性の確保は、「組織規程」、「決裁権限規程」等の業務管理諸規程に従い行うこととし、併せて、「経営会議規程」に基づき経営会議を定期的開催し、会社の経営戦略の見直しを図っております。

e 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス委員会」を設置し、従業員の事業活動に関わるコンプライアンス体制の構築、整備を推進しております。

統合監査室は、「内部監査規程」に基づきコンプライアンス体制の妥当性を監査し、従業員の事業活動の健全性を確保しております。

また、法令・諸規程に反する行為を早期に発見し是正することを目的として、匿名性・利便性を確保した社外相談窓口（タキヒヨーホットライン）の内部通報制度を設置しております。

f 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に則った当社グループの財務報告に関する内部統制システムとしては、年度の「基本計画書」、「内部統制評価規程」及び「内部統制評価マニュアル」に基づき財務報告の信頼性に影響を与える事象を抽出・評価、不備があると判断される場合には業務プロセスの見直しを図るなどして、適正な報告を実施しております。

g 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

）子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」は、子会社の取締役の職務執行に係る事項のうち、当社の取締役会の承認が必要な事項及び当社の取締役会への報告が必要な事項を定め、企業集団の総合的なリスク管理及び内部統制の強化を図っております。

）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ全体の一元的なリスク管理を実施するための「リスク管理規程」に基づき、当社の「統合リスク管理委員会」が上記）の報告及び統合監査室の内部監査により集められた子会社のリスク情報をまとめ、必要に応じて当社の取締役会に報告しております。

）子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性及び独立性を尊重するとともに、当社と子会社が相互に密接な連携のもと経営を円滑に遂行し、総合的な事業の発展と相乗効果を図っております。

）子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

統合監査室は「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を行い、子会社のコンプライアンス体制の妥当性を監査しております。

h 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制、従業員の取締役からの独立性、及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な場合は、統合監査室の所属員に職務の遂行の補助を委嘱することとしております。委嘱された統合監査室の所属員は、取締役から独立して、監査役の指示に従うものとし、また、委嘱された統合監査室の所属員の人事異動及び人事考課については、監査役会の事前同意を得るものとしております。

i 監査役への報告に関する体制

）当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等について取締役は監査役会に報告し、従業員は、直属上長及び統合監査室に報告するものとしております。また、監査役が必要と認めた場合、取締役及び統合監査室は業務内容等について監査役に報告するものとしております。

）子会社の取締役・監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の監査役は当社の監査役が兼務し、子会社の取締役会に出席しております。また統合監査室は定期的に子会社の業務監査及び内部統制監査を実施し、当社の監査役に監査結果を報告しております。

) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

統合監査室は、監査役と連携して、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けていないかを監査するものとしております。

j 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生じる費用等については、監査役の請求に応じすみやかに支払う体制としております。

k その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役円滑な情報収集のため、会社の重要情報の事前または適時に報告する体制の整備を行っております。

l 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たないことといたします。

実際の対応に当たっては、総務部を統括部署とし、警察、企業防衛対策協議会など外部専門機関との連携を密にして反社会的勢力に関する情報の収集、管理、周知を行うものとしております。

m 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない時に限られます。

〔業務の適正を確保するための体制の運用状況〕

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

a 内部統制システム全般

統合リスク管理委員会は、会社法に係る内部統制及び金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価と確認を行っております。

定期的開催される内部統制整備部会では、当社及び当社グループの内部統制に関わる課題を検討し、業務改善を行っております。

b コンプライアンス

コンプライアンス委員会では、当社及び当社グループのコンプライアンスの実態を定期的に把握し、対策を講じております。

統合監査室及び法務・コンプライアンス室は、定期的社内研修を実施し、社員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

c 統合リスク管理

統合リスク管理委員会は、四半期にリスクカテゴリーごとのリスク評価を実施し、統合リスク管理シートを作成して取締役会に報告を行っております。

定期的開催される統合リスク管理部会では、当社及び当社グループのリスクを洗い出し、必要に応じて対策を講じております。

d 子会社管理

取締役会は、関係会社管理規程に基づき、子会社の一定事項について承認を行い、必要に応じて報告を受けております。

常勤監査役及び統合監査室は、子会社を定期的に往査し、相互に情報共有を行っております。

内部監査及び監査役監査

当社は、内部統制部門として統合監査室を設置し、専任11名体制により、年間監査計画に基づいた内部監査を実施し、業務執行の適正化、効率化を図っております。

監査役は、原則として月1回開催される定時取締役会、適宜開催する臨時取締役会に出席し、中立の立場から取締役の意思決定及び業務執行に対する監査機能を働かせるとともに、重要な決裁書類の閲覧、内部統制に関わる状況などの監査を行い、監査の実効性を確保しております。

また、統合監査室の監査報告会に出席の他、内部監査報告書の閲覧や適時に意見・情報交換を行っております。

社外取締役及び社外監査役

社外取締役及び社外監査役を含む監査役会における経営監視体制、統合監査室における内部管理体制の監視によりコーポレート・ガバナンス体制は十分に機能していると判断しております。

社外取締役は、前川明氏と今井博氏の2名であります。前川明氏は大手百貨店の取締役としての幅広い見識と豊富な経営経験を、今井博氏は大手百貨店アパレルの取締役としての幅広い見識と豊富な経験を、当社の経営にいかしていただけるものと判断しております。

前川明氏は、当社の株主であります。当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。同氏は、2014年3月まで株式会社阪急阪神百貨店の取締役専務執行役員を務め、2015年5月までエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の顧問を務めておりました。当社は同社の株主であります。また、株式会社阪急阪神百貨店は当社の得意先であります。株主や投資家の判断に影響を与えるような特別な取引はありません。その他に当社と株式会社阪急阪神百貨店及びエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との間に特別な利害関係はありません。

今井博氏は、当社の株主であります。当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。同氏は、2008年3月まで株式会社オンワードホールディングスの取締役常務執行役員、2015年5月まで同社の顧問、2019年1月まで株式会社マインドウインドの常務取締役を務めておりました。また、株式会社オンワードホールディングス、株式会社マインドウインドは当社の得意先であります。株主や投資家の判断に影響を与えるような特別な取引はありません。その他に当社と株式会社オンワードホールディングス、株式会社マインドウインドとの間に特別な利害関係はありません。

社外監査役は、鷲野直久氏と末安堅二氏の2名であります。鷲野直久氏は公認会計士としての財務及び会計に関する相当程度の知見と豊富な実務経験を、末安堅二氏は金融機関の経営者としての幅広い見識と豊富な経営経験を、経営陣から独立した立場で当社の監査体制にいかしていただけるものと判断しております。

鷲野直久氏は、当社の株主であります。当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

末安堅二氏は、当社の株主であります。当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。同氏は、2011年6月まで株式会社中京銀行の取締役会長を務め、2013年6月まで同行の特別顧問を務めておりました。株式会社中京銀行は当社の株主であり、当社も同行の株主であります。また、当社は同行と取引金融機関として預金取引等を行っておりますが、これらの取引は通常の金融機関としての事業上の取引であり、株主や投資家の判断に影響を与えるような特別な取引はありません。その他に当社と同行との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役2名と社外監査役2名は、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。なお、選任にあたっては、東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしており、社外取締役においては、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」にて独立性基準を定めております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	186	164	9	12	7	
監査役 (社外監査役を除く。)	21	21			2	
社外役員	24	24			4	

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職、業績等を勘案して決定しております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 51銘柄

貸借対照表計上額の合計額 2,865百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三菱UFJリース(株)	600,000	409	投資設備に関する事業上の関係の維持・強化
(株)しまむら	28,017	356	営業上の関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	459,440	350	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
(株)ソトー	245,000	264	素材開発に関する関係の維持・強化
イオン(株)	138,574	250	営業上の関係の維持・強化
東陽倉庫(株)	623,324	230	取引関係の維持・強化
新東工業(株)	165,000	208	地域経済界での関係維持
(株)ワコールホールディングス	53,500	170	営業上の関係の維持・強化
(株)松屋	100,000	154	同上
(株)TSIホールディングス	193,343	149	同上
(株)御園座	170,000	145	地域経済界での関係維持
岡谷鋼機(株)	9,000	108	同上
小松精練(株)	85,000	96	素材開発に関する関係の維持・強化
富士精工(株)	201,000	66	地域経済界での関係維持
(株)オンワードホールディングス	54,800	50	営業上の関係の維持・強化
(株)三井住友ファイナンシャルグループ	9,993	46	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
(株)大垣共立銀行	16,200	45	同上
東海染工(株)	25,200	39	地域経済界での関係維持
(株)十六銀行	10,230	29	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
日本毛織(株)	25,000	27	営業上の関係の維持・強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	5,310	22	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
第一生命ホールディングス(株)	10,600	22	取引関係の維持・強化
(株)名古屋銀行	5,600	21	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
(株)中京銀行	6,398	14	同上
三共生興(株)	26,000	14	営業上の関係の維持・強化
クラボウ(株)	30,000	10	同上
東洋紡(株)	3,000	6	同上
(株)ドミー	2,400	2	同上
(株)エスライン	1,500	1	物流業務に関する関係の維持・強化

(注) (株)十六銀行以下の銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、全銘柄について記載しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三菱UFJリース(株)	600,000	340	投資設備に関する事業上の関係の維持・強化
イオン(株)	138,574	325	営業上の関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	459,440	264	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
(株)しまむら	28,017	263	営業上の関係の維持・強化
(株)ソトー	245,000	239	素材開発に関する関係の維持・強化
東陽倉庫(株)	623,324	198	取引関係の維持・強化
新東工業(株)	165,000	166	地域経済界での関係維持
(株)ワコールホールディングス	53,500	149	営業上の関係の維持・強化
(株)TSIホールディングス	193,343	133	同上
(株)松屋	100,000	107	同上
岡谷鋼機(株)	9,000	86	地域経済界での関係維持
(株)御園座	17,000	74	同上
富士精工(株)	40,200	70	同上
小松マテレー(株)	85,000	68	素材開発に関する関係の維持・強化
(株)三井住友ファイナンシャルグループ	9,993	39	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
(株)大垣共立銀行	16,200	36	同上
東海染工(株)	25,200	26	地域経済界での関係維持
(株)十六銀行	10,230	23	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
日本毛織(株)	25,000	22	営業上の関係の維持・強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	5,310	22	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
(株)名古屋銀行	5,600	19	同上
第一生命ホールディングス(株)	10,600	17	取引関係の維持・強化
(株)中京銀行	6,398	14	銀行取引を通じた金融情勢・経済環境の情報交換、経営全般に関する助言
三共生興(株)	26,000	11	営業上の関係の維持・強化
クラブウ(株)	3,000	6	同上
東洋紡(株)	3,000	4	同上
(株)エスライン	1,500	1	物流業務に関する関係の維持・強化

(注) 東海染工(株)以下の銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。全銘柄について記載しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

八 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式以外の株式	774	1,031	15		0

二 当事業年度中に、投資株式の保有目的を変更したもの

純投資目的以外の目的から純投資目的に変更した投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(株)オンワードホールディングス	54,800	34

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、高橋浩彦氏、水野大氏であり、EY新日本有限責任監査法人に所属しております。

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他4名であります。

取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できる事項

イ 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

ロ 中間配当

当社は、機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以て決する旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和させることにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	28,000		32,000	
連結子会社				
計	28,000		32,000	

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年3月1日から2019年2月28日まで)及び事業年度(2018年3月1日から2019年2月28日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、専門的情報を有する団体が主催する各種セミナーへの参加、並びに専門書の定期購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,157	3,510
受取手形及び売掛金	13,410	12,141
商品及び製品	3,959	4,061
仕掛品	42	35
原材料及び貯蔵品	27	34
繰延税金資産	336	10
その他	801	1,075
貸倒引当金	4	4
流動資産合計	24,730	20,864
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,295	4,689
減価償却累計額	2,078	2,198
建物及び構築物（純額）	2,216	2,490
機械装置及び運搬具	274	284
減価償却累計額	149	177
機械装置及び運搬具（純額）	124	107
工具、器具及び備品	1,867	1,762
減価償却累計額	402	408
工具、器具及び備品（純額）	1,464	1,353
土地	2 15,280	2 16,938
有形固定資産合計	19,086	20,889
無形固定資産	1,260	43
投資その他の資産		
投資有価証券	5,316	4,771
出資金	22	22
長期貸付金	43	39
長期差入保証金	1 956	1 911
保険積立金	118	120
繰延税金資産	29	32
その他	140	126
貸倒引当金	35	36
投資その他の資産合計	6,591	5,988
固定資産合計	26,938	26,922
資産合計	51,669	47,786

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 7,520	1 6,574
短期借入金	210	-
1年内返済予定の長期借入金	1,050	950
リース債務	0	-
未払金	2,148	1,551
未払法人税等	473	48
賞与引当金	102	99
返品調整引当金	24	26
繰延税金負債	-	74
その他	989	251
流動負債合計	12,520	9,576
固定負債		
長期借入金	1,475	2,450
退職給付に係る負債	218	233
役員退職慰労引当金	176	176
資産除去債務	159	175
繰延税金負債	1,364	1,285
再評価に係る繰延税金負債	2 132	2 133
その他	269	298
固定負債合計	3,795	4,753
負債合計	16,315	14,329
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,622	3,622
資本剰余金	4,148	4,148
利益剰余金	26,291	24,297
自己株式	571	571
株主資本合計	33,490	31,496
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,860	1,402
繰延ヘッジ損益	537	110
土地再評価差額金	2 162	2 162
為替換算調整勘定	20	21
退職給付に係る調整累計額	104	45
その他の包括利益累計額合計	1,610	1,698
新株予約権	251	261
純資産合計	35,353	33,456
負債純資産合計	51,669	47,786

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 3月 1日 至 2018年 2月 28日)	当連結会計年度 (自 2018年 3月 1日 至 2019年 2月 28日)
売上高	72,751	64,815
売上原価	1 60,480	1 52,324
売上総利益	12,270	12,491
返品調整引当金繰入額	1	2
差引売上総利益	12,271	12,489
販売費及び一般管理費		
運賃諸掛	3,118	2,714
広告宣伝費及び販売促進費	478	384
給料及び手当	4,389	4,231
賞与	447	419
株式報酬費用	30	9
福利厚生費	1,097	1,084
賞与引当金繰入額	97	93
退職給付費用	232	184
旅費及び交通費	652	655
通信費	368	355
賃借料	866	828
減価償却費	284	226
その他	1,356	1,198
販売費及び一般管理費合計	13,420	12,387
営業利益又は営業損失()	1,148	101
営業外収益		
受取利息	26	25
受取配当金	82	90
寮費収入	26	19
その他	87	79
営業外収益合計	223	216
営業外費用		
支払利息	74	84
支払手数料	55	20
為替差損	35	-
その他	8	3
営業外費用合計	174	108
経常利益又は経常損失()	1,099	209
特別利益		
固定資産売却益	2 4,116	2 0
投資有価証券売却益	0	-
その他	2	-
特別利益合計	4,118	0

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 3月 1日 至 2018年 2月 28日)	当連結会計年度 (自 2018年 3月 1日 至 2019年 2月 28日)
特別損失		
固定資産除却損	3 3	3 28
減損損失	-	4 1,507
投資有価証券評価損	3	28
会員権売却損	6	-
その他	-	1
特別損失合計	13	1,566
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	3,005	1,356
法人税、住民税及び事業税	647	71
法人税等調整額	398	193
法人税等合計	1,046	264
当期純利益又は当期純損失()	1,959	1,621
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	1,959	1,621

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
当期純利益又は当期純損失()	1,959	1,621
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	332	458
繰延ヘッジ損益	454	647
土地再評価差額金	-	0
為替換算調整勘定	4	42
退職給付に係る調整額	96	58
その他の包括利益合計	21	87
包括利益	1,937	1,533
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,937	1,533

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,622	4,148	24,705	570	31,905
当期変動額					
剰余金の配当			373		373
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,959		1,959
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,586	0	1,585
当期末残高	3,622	4,148	26,291	571	33,490

	その他の包括利益累計額						新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	1,528	82	162	16	7	1,632	220	33,758
当期変動額								
剰余金の配当								373
親会社株主に帰属する 当期純利益								1,959
自己株式の取得								0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	332	454		4	96	21	30	8
当期変動額合計	332	454	-	4	96	21	30	1,594
当期末残高	1,860	537	162	20	104	1,610	251	35,353

当連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,622	4,148	26,291	571	33,490
当期変動額					
剰余金の配当			373		373
親会社株主に帰属する 当期純損失()			1,621		1,621
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,994	-	1,994
当期末残高	3,622	4,148	24,297	571	31,496

	その他の包括利益累計額						新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	1,860	537	162	20	104	1,610	251	35,353
当期変動額								
剰余金の配当								373
親会社株主に帰属する 当期純損失()								1,621
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	458	647	0	42	58	87	9	97
当期変動額合計	458	647	0	42	58	87	9	1,896
当期末残高	1,402	110	162	21	45	1,698	261	33,456

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	3,005	1,356
減価償却費	425	371
減損損失	-	1,507
貸倒引当金の増減額(は減少)	14	0
賞与引当金の増減額(は減少)	2	3
返品調整引当金の増減額(は減少)	1	2
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	37	69
受取利息及び受取配当金	108	116
支払利息	74	84
投資有価証券売却損益(は益)	0	-
投資有価証券評価損益(は益)	3	28
有形固定資産売却損益(は益)	4,116	0
有形固定資産除却損	3	28
会員権売却損益(は益)	4	-
売上債権の増減額(は増加)	586	1,262
たな卸資産の増減額(は増加)	451	101
仕入債務の増減額(は減少)	495	944
未払消費税等の増減額(は減少)	662	30
その他の資産の増減額(は増加)	139	188
その他の負債の増減額(は減少)	44	504
その他	432	2
小計	2,314	409
利息及び配当金の受取額	109	116
利息の支払額	72	86
法人税等の支払額	135	723
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,412	283
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	146	146
定期預金の払戻による収入	146	146
有形固定資産の取得による支出	403	2,517
有形固定資産の売却による収入	8,123	7
無形固定資産の取得による支出	76	56
投資有価証券の取得による支出	86	202
投資有価証券の売却による収入	1	-
投資有価証券の償還による収入	15	100
ゴルフ会員権の売却による収入	65	-
貸付けによる支出	2	-
貸付金の回収による収入	7	6
差入保証金の回収による収入	43	47
その他	173	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,514	2,621

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 3月 1日 至 2018年 2月 28日)	当連結会計年度 (自 2018年 3月 1日 至 2019年 2月 28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	969	210
長期借入れによる収入	-	2,000
長期借入金の返済による支出	1,050	1,125
配当金の支払額	373	373
自己株式の取得による支出	0	-
その他	2	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,396	290
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	33
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	2,710	2,647
現金及び現金同等物の期首残高	3,447	6,157
現金及び現金同等物の期末残高	6,157	3,510

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため持分法の適用はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、瀧兵香港有限公司及びタキヒヨー(上海)貿易有限公司の決算日は12月31日であります。なお、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該決算日に係る財務諸表を連結しており、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うことにしております。他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

a 商品

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

b 製品・仕掛品・原材料

主として個別原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

c 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年又は10年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金

タキヒヨー(株)は返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し、損失見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

タキヒヨー(株)は役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき、2007年5月23日(第96期定時株主総会)までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭 債権債務

ヘッジ方針

主として、当社の社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約においては、すべてが将来の実需取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
長期差入保証金	40百万円	40百万円

(前連結会計年度)

上記資産を買掛金10百万円の担保に供しております。

(当連結会計年度)

上記資産を買掛金14百万円の担保に供しております。

2 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年2月28日

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	281百万円	286百万円

3 債権流動化に伴う買戻義務

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
債権流動化に伴う買戻義務	1百万円	百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
	217百万円	255百万円

- 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
建物及び構築物	1,108百万円	百万円
機械装置及び運搬具	0百万円	0百万円
土地	3,006百万円	百万円
計	4,116百万円	0百万円

- 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
建物及び構築物	1百万円	24百万円
機械装置及び運搬具	0百万円	百万円
工具、器具及び備品	1百万円	4百万円
ソフトウェア	0百万円	百万円
計	3百万円	28百万円

- 4 減損損失の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	主な用途	種類	金額(百万円)
愛知県他	事業用資産	ソフトウェア等	1,507

当社グループは、事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づき資産のグルーピングをしております。アパレル・テキスタイル関連事業の一部の事業用資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	464百万円	618百万円
組替調整額	3百万円	0百万円
税効果調整前	468百万円	618百万円
税効果額	135百万円	159百万円
その他有価証券評価差額金	332百万円	458百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	656百万円	958百万円
組替調整額	百万円	百万円
税効果調整前	656百万円	958百万円
税効果額	201百万円	310百万円
繰延ヘッジ損益	454百万円	647百万円
土地再評価差額金		
当期発生額	百万円	百万円
組替調整額	百万円	百万円
税効果調整前	百万円	百万円
税効果額	百万円	0百万円
土地再評価差額金	百万円	0百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	4百万円	42百万円
組替調整額	百万円	百万円
税効果調整前	4百万円	42百万円
税効果額	百万円	百万円
為替換算調整勘定	4百万円	42百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	100百万円	81百万円
組替調整額	38百万円	3百万円
税効果調整前	139百万円	84百万円
税効果額	42百万円	25百万円
退職給付に係る調整額	96百万円	58百万円
その他の包括利益合計	21百万円	87百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	48,000,000		38,400,000	9,600,000

- (注) 1. 2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。
2. 普通株式の発行済株式の減少38,400,000株は、株式併合によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式(注)	1,361,865	823	1,090,035	272,653

- (注) 1. 2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。
2. 普通株式の自己株式の増加823株は、株式併合前に行った単元未満株式の買取りによる増加678株、株式併合後に行った単元未満株式の買取りによる増加64株、株式併合に伴う端数株式の買取りによる増加81株であります。
3. 普通株式の自己株式の減少1,090,035株は、株式併合によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権						251

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年5月24日 定時株主総会	普通株式	186	4.00	2017年2月28日	2017年5月25日
2017年9月29日 取締役会	普通株式	186	4.00	2017年8月31日	2017年10月26日

(注) 1株当たり配当額については、基準日が2017年8月31日であるため、2017年9月1日付の株式併合前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	186	20.00	2018年2月28日	2018年5月24日

当連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	9,600,000			9,600,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式(注)	272,653			272,653

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権						261

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月23日 定時株主総会	普通株式	186	20.00	2018年2月28日	2018年5月24日
2018年9月28日 取締役会	普通株式	186	20.00	2018年8月31日	2018年10月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	186	20.00	2019年2月28日	2019年5月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
現金及び預金勘定 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	6,157百万円 百万円	3,510百万円 百万円
現金及び現金同等物	6,157百万円	3,510百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
1年内	643	642
1年超	3,945	3,316
合計	4,588	3,958

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、必要な資金については、金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には、輸出業務等に伴って発生する外貨建ての営業債権があり、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式及び債券であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入業務等に伴って発生する外貨建ての営業債務があり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に設備投資や運転資金等に必要な資金の調達を目的としております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

当社グループは、与信管理規則に従い、営業債権について取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務について、実需取引の範囲内で先物為替予約取引を行っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の管理については、為替予約規則を設け、リスクヘッジ目的の取引に限定して行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

グループ各社において、資金繰計画を作成するなどして、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)をご参照ください。)

前連結会計年度(2018年2月28日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形及び売掛金	13,410	13,410	
(2) 投資有価証券 その他有価証券	5,164	5,164	
資産計	18,574	18,574	
(1) 支払手形及び買掛金	7,520	7,520	
(2) 短期借入金	210	210	
(3) 長期借入金	2,525	2,525	0
負債計	10,255	10,256	0
デリバティブ取引(*)	(775)	(775)	

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当連結会計年度(2019年2月28日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形及び売掛金	12,141	12,141	
(2) 投資有価証券 その他有価証券	4,643	4,643	
資産計	16,784	16,784	
(1) 支払手形及び買掛金	6,574	6,574	
(2) 短期借入金			
(3) 長期借入金	3,400	3,399	0
負債計	9,974	9,974	0
デリバティブ取引(*)	183	183	

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	2018年2月28日	2019年2月28日
その他有価証券 非上場株式	152	128

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2)投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期ある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形及び売掛金	13,410			
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの				
債券				
社債			469	
その他	100			
その他				483
合計	13,510		469	483

当連結会計年度(2019年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形及び売掛金	12,141			
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの				
債券				
社債			441	
その他				
その他				403
合計	12,141		441	403

(注4)短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2018年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	210					
長期借入金	1,050	750	725			
リース債務	0					
合計	1,260	750	725			

当連結会計年度(2019年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	950	925	200	1,325		
合計	950	925	200	1,325		

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2018年2月28日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	3,942	1,615	2,326
債券			
その他	228	196	32
その他	467	206	261
小計	4,638	2,018	2,620
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	210	256	45
債券			
その他	298	302	4
その他	16	19	3
小計	525	578	52
合計	5,164	2,596	2,567

(注) 減損処理した有価証券については減損処理後の帳簿価額を取得原価としております。なお、当連結会計年度における減損処理額は3百万円であります。

当連結会計年度(2019年2月28日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	3,458	1,615	1,843
債券			
その他	223	196	27
その他	386	206	180
小計	4,068	2,017	2,050
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	360	454	93
債券			
その他	197	202	5
その他	17	19	2
小計	575	677	101
合計	4,643	2,694	1,949

(注) 減損処理した有価証券については減損処理後の帳簿価額を取得原価としております。なお、当連結会計年度における減損処理額は28百万円であります。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計(百万円)	売却損の合計(百万円)
株式	1	0	

当連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

該当するものではありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

該当するものではありません。

当連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

該当するものではありません。

(2) 金利関連

該当するものではありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額(百万円)	契約額のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建				
	米ドル	売掛金	434		2
	ユーロ	売掛金	674		4
	買建				
	米ドル	買掛金	26,850		764
	ユーロ	買掛金	323		9
為替予約等の振当処理	英ポンド	買掛金	10		0
	中国元	買掛金	1		0
	為替予約取引 売建				
	米ドル	売掛金	39		(注2)
ユーロ	売掛金	71			
買建					
米ドル	買掛金	990			
	ユーロ	買掛金	28		
	合計		29,424		775

(注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額(百万円)	契約額のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建				
	米ドル	売掛金	737		16
	ユーロ	売掛金	777		14
	買建				
	米ドル	買掛金	18,805		182
	ユーロ	買掛金	139		1
為替予約等の振当処理	英ポンド	買掛金	0		0
	中国元	買掛金	10		0
	為替予約取引 売建				
	米ドル	売掛金	7		(注2)
ユーロ	売掛金	156			
買建					
米ドル	買掛金	726			
	ユーロ	買掛金	41		
	合計		21,402		183

(注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

該当するものではありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度(前払退職金との選択制)を設けております。

国内連結子会社のうちティー・エル・シー(株)、ティー・エフ・シー(株)、(株)タキヒヨー・オペレーション・プラザは中小企業退職金共済制度を設けております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
退職給付債務の期首残高	1,710	1,681
勤務費用	96	95
利息費用	17	16
数理計算上の差異の発生額	38	34
退職給付の支払額	103	117
退職給付債務の期末残高	1,681	1,710

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
年金資産の期首残高	1,453	1,585
期待運用収益	29	31
数理計算上の差異の発生額	62	46
事業主からの拠出額	143	141
退職給付の支払額	103	117
年金資産の期末残高	1,585	1,594

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
退職給付に係る負債の期首残高	139	122
退職給付費用	4	3
退職給付の支払額	22	8
退職給付に係る負債の期末残高	122	117

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
積立型制度の退職給付債務	1,803	1,828
年金資産	1,585	1,594
	218	233
非積立型制度の退職給付債務		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	218	233
退職給付に係る負債	218	233
退職給付に係る資産		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	218	233

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
勤務費用	96	95
利息費用	17	16
期待運用収益	29	31
数理計算上の差異の費用処理額	24	3
過去勤務費用の費用処理額	14	
簡便法で計算した退職給付費用	4	3
確定給付制度に係る退職給付費用	127	80

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
過去勤務費用	14	
数理計算上の差異	125	84
合計	139	84

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
未認識過去勤務費用		
未認識数理計算上の差異	150	65
合計	150	65

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
債券	31.7%	31.1%
株式	37.0%	34.7%
現金及び預金	9.7%	10.5%
一般勘定	19.2%	19.6%
その他	2.4%	4.1%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
割引率	1.0%	1.0%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度105百万円、当連結会計年度103百万円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	30百万円	9百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	タキヒヨー(株) 2007年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2008年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2009年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2010年取締役新株 予約権Bプラン
付与対象者の区分 及び人数(注)2	当社取締役 4名	当社取締役 5名	当社取締役 5名	当社取締役 5名
株式の種類及び 付与数(注)1、2	普通株式 5,400株	普通株式 12,800株	普通株式 10,600株	普通株式 9,400株
付与日	2007年6月22日	2008年6月20日	2009年6月19日	2010年6月18日
権利確定条件	なし	なし	なし	なし
対象勤務期間	なし	なし	なし	なし
権利行使期間	2007年6月23日から 2027年6月22日まで (注)4、5	2008年6月21日から 2028年6月20日まで (注)4、6	2009年6月20日から 2029年6月19日まで (注)4、7	2010年6月19日から 2030年6月18日まで (注)4、8
	タキヒヨー(株) 2011年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2012年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Aプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Bプラン
付与対象者の区分 及び人数(注)2	当社取締役 5名	当社取締役 5名	当社取締役 1名	当社取締役 6名
株式の種類及び 付与数(注)1、2	普通株式 14,600株	普通株式 12,200株	普通株式 600株	普通株式 14,200株
付与日	2011年6月17日	2012年6月22日	2013年6月21日	2013年6月21日
権利確定条件	なし	なし	なし	なし
対象勤務期間	なし	なし	なし	なし
権利行使期間	2011年6月18日から 2031年6月17日まで (注)4、9	2012年6月23日から 2032年6月22日まで (注)4、10	2013年6月22日から 2020年6月21日まで (注)3	2013年6月22日から 2033年6月21日まで (注)4、11
	タキヒヨー(株) 2014年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2015年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2016年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2017年取締役新株 予約権Bプラン
付与対象者の区分 及び人数(注)2	当社取締役 6名	当社取締役 6名	当社取締役 7名	当社取締役 7名
株式の種類及び 付与数(注)1、2	普通株式 14,600株	普通株式 13,800株	普通株式 16,200株	普通株式 15,800株
付与日	2014年6月20日	2015年6月19日	2016年6月17日	2017年6月16日
権利確定条件	なし	なし	なし	なし
対象勤務期間	なし	なし	なし	なし
権利行使期間	2014年6月21日から 2034年6月20日まで (注)4、12	2015年6月20日から 2035年6月19日まで (注)4、13	2016年6月18日から 2036年6月17日まで (注)4、14	2017年6月17日から 2037年6月16日まで (注)4、15
	タキヒヨー(株) 2018年取締役新株 予約権Bプラン			
付与対象者の区分 及び人数(注)2	当社取締役 6名			
株式の種類及び 付与数(注)2	普通株式 4,800株			
付与日	2018年6月15日			
権利確定条件	なし			
対象勤務期間	なし			
権利行使期間	2018年6月16日から 2038年6月15日まで (注)4、16			

- (注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算しております。
2. 付与対象者の区分及び人数、株式の種類及び付与数につきましては、2019年2月28日現在の人数、株式数を記載しております。
3. 権利行使期間において、当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。
4. 権利行使期間において、当社取締役を退任した日の翌日から10日間に限り行使することができるものとします。
5. 2026年6月22日までに権利行使日を迎えなかった場合、2026年6月23日以降本新株予約権を行使することができるものとします。

6. 2027年6月20日までに権利行使日を迎えなかった場合、2027年6月21日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
7. 2028年6月19日までに権利行使日を迎えなかった場合、2028年6月20日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
8. 2029年6月18日までに権利行使日を迎えなかった場合、2029年6月19日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
9. 2030年6月17日までに権利行使日を迎えなかった場合、2030年6月18日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
10. 2031年6月22日までに権利行使日を迎えなかった場合、2031年6月23日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
11. 2032年6月21日までに権利行使日を迎えなかった場合、2032年6月22日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
12. 2033年6月20日までに権利行使日を迎えなかった場合、2033年6月21日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
13. 2034年6月19日までに権利行使日を迎えなかった場合、2034年6月20日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
14. 2035年6月17日までに権利行使日を迎えなかった場合、2035年6月18日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
15. 2036年6月16日までに権利行使日を迎えなかった場合、2036年6月17日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
16. 2037年6月15日までに権利行使日を迎えなかった場合、2037年6月16日以降本新株予約権を行使することができるものとします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	タキヒヨー(株) 2007年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2008年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2009年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2010年取締役新株 予約権Bプラン
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	5,400	12,800	10,600	9,400
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残	5,400	12,800	10,600	9,400
	タキヒヨー(株) 2011年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2012年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Aプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Bプラン
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	14,600	12,200	600	14,200
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残	14,600	12,200	600	14,200
	タキヒヨー(株) 2014年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2015年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2016年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2017年取締役新株 予約権Bプラン
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				

権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	14,600	13,800	16,200	15,800
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残	14,600	13,800	16,200	15,800

	タキヒヨー(株) 2018年取締役新株 予約権Bプラン
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	
付与	4,800
失効	
権利確定	4,800
未確定残	
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	
権利確定	4,800
権利行使	
失効	
未行使残	4,800

(注) 2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算しております。

単価情報

	タキヒヨー(株) 2007年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2008年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2009年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2010年取締役新株 予約権Bプラン
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	2,360	1,275	2,075	1,645

	タキヒヨー(株) 2011年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2012年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Aプラン	タキヒヨー(株) 2013年取締役新株 予約権Bプラン
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	1,730	1,700	1,990	1,760

	タキヒヨー(株) 2014年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2015年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2016年取締役新株 予約権Bプラン	タキヒヨー(株) 2017年取締役新株 予約権Bプラン
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	1,705	2,025	1,800	1,930

	タキヒヨー(株) 2018年取締役新株 予約権Bプラン
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	2,047

(注) 2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の単価に換算しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2018年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した算定技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	タキヒヨー(株)2018年取締役 新株予約権Bプラン
株価変動性 (注) 1	22.47%
予想残存期間 (注) 2	10年
予想配当 (注) 3	40円
無リスク利子率 (注) 4	0.035%

- (注) 1. Bプランは過去10年間の月次ベースの株価実績に基づき算定しております。
2. 権利行使期間の中間点において行使されるものとして算定しております。
3. 2018年2月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
繰延税金資産		
返品調整引当金	7百万円	7百万円
賞与引当金	30百万円	29百万円
未払事業税及び未払地方法人特別税	42百万円	1百万円
退職給付に係る負債	68百万円	73百万円
役員退職慰労引当金	53百万円	53百万円
貸倒引当金	12百万円	13百万円
繰越欠損金	80百万円	154百万円
未実現利益	1百万円	1百万円
会員権評価損	10百万円	10百万円
有価証券評価損	149百万円	157百万円
減損損失	39百万円	418百万円
繰延ヘッジ損益	237百万円	1百万円
その他	146百万円	160百万円
繰延税金資産小計	881百万円	1,083百万円
評価性引当額	435百万円	1,057百万円
繰延税金資産合計	445百万円	26百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	658百万円	657百万円
資産除去債務	27百万円	13百万円
その他有価証券評価差額金	706百万円	546百万円
繰延ヘッジ損益	百万円	74百万円
その他	50百万円	51百万円
繰延税金負債合計	1,443百万円	1,343百万円
繰延税金資産純額(は負債)	998百万円	1,316百万円
(前連結会計年度)		

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が42百万円あり、評価性引当額を42百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が132百万円あります。

(当連結会計年度)

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が42百万円あり、評価性引当額を42百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が133百万円あります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときの、当該差異の原因となった主要項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
法定実効税率	30.7%	
(調整)		税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.2%	
住民税均等割等	0.8%	
評価性引当額の増減	1.0%	
在外連結子会社からの受取配当金	4.1%	
税率変更による影響額		
連結子会社との税率差異	0.0%	
その他	1.5%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.8%	

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主として事務所及び店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物等の耐用年数と見積り、割引率は耐用年数に応じた国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
期首残高	134百万円	162百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	51百万円	27百万円
時の経過による調整額	1百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	23百万円	16百万円
期末残高	162百万円	175百万円

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用のマンション、オフィスビル及び土地等を有しております。

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び期中における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	15,589
		期中増減額	161
		期末残高	15,750
	期末時価	28,069	32,859
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	4,016
		期中増減額	4,016
		期末残高	
	期末時価		

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の増加額は不動産取得(224百万円)であり、減少額は減価償却費(63百万円)であります。当連結会計年度の増加額は不動産取得(2,324百万円)であり、減少額は減価償却費(72百万円)であります。

賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の減少額は売却による減少(4,016百万円)であります。

3. 時価の算定方法

期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価等の市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定した金額であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
賃貸等不動産	賃貸収益	730	780
	賃貸費用	190	249
	差額	539	530
	その他損益		
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	賃貸収益	12	
	賃貸費用	6	
	差額	5	
	その他損益	4,115	

(注) 1. 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておられません。

なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

2. その他損益は、固定資産売却益であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社を中心にアパレル・テキスタイル関連製品の企画・製造・販売を主たる事業とし、その他に、当社及び子会社1社において不動産等の賃貸事業を行っており、各事業単位について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは製品・サービス別のセグメントから構成され、「アパレル・テキスタイル関連事業」及び「賃貸事業」の2つを報告セグメントとしております。

「アパレル・テキスタイル関連事業」は、レディースアパレル、ベビー・キッズアパレル、ホームウエア、テキスタイル等の企画・製造・販売をしております。

「賃貸事業」は、不動産の賃貸管理、事務機器等のリースをしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

	報告セグメント			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結財務諸表 計上額 (百万円)
	アパレル・ テキスタイル 関連事業 (百万円)	賃貸事業 (百万円)	計 (百万円)				
売上高							
外部顧客への売上高	66,958	744	67,702	5,048	72,751		72,751
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	96	97	44	141	141	
計	66,959	840	67,800	5,092	72,892	141	72,751
セグメント利益 又は損失()	1,733	536	1,196	42	1,153	5	1,148
セグメント資産	33,460	16,297	49,757	1,788	51,546	123	51,669
その他の項目							
減価償却費	265	133	398	27	425		425
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	310	340	651	0	652		652

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、合成樹脂・化成成品販売事業等を含んでおります。

2. 減価償却費には、長期前払費用の償却額を含んでおります。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用の増加額を含んでおります。

3. セグメント資産の調整額123百万円には、セグメント間消去 887百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産1,010百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(投資有価証券)であります。

4. セグメント利益の調整額5百万円は、セグメント間取引消去等5百万円であります。

5. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

	報告セグメント			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結財務諸表 計上額 (百万円)
	アパレル・ テキスタイル 関連事業 (百万円)	賃貸事業 (百万円)	計 (百万円)				
売上高							
外部顧客への売上高	58,459	779	59,239	5,576	64,815		64,815
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	87	87	42	130	130	
計	58,459	867	59,327	5,618	64,945	130	64,815
セグメント利益 又は損失()	440	525	85	11	96	5	101
セグメント資産	27,562	18,434	45,997	1,752	47,750	36	47,786
その他の項目							
減価償却費	212	137	350	20	371		371
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	128	2,362	2,490	6	2,497		2,497

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、合成樹脂・化成品販売事業等を含んでおります。

2. 減価償却費には、長期前払費用の償却額を含んでおります。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用の増加額を含んでおります。

3. セグメント資産の調整額36百万円には、セグメント間消去 788百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産824百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(投資有価証券)であります。

4. セグメント利益又は損失()の調整額5百万円は、セグメント間取引消去等5百万円であります。

5. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)しまむら	22,424	アパレル・テキスタイル関連事業及びその他

当連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)しまむら	17,574	アパレル・テキスタイル関連事業及びその他

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

	報告セグメント			その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	アパレル・ テキスタイル 関連事業 (百万円)	賃貸事業 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	1,380		1,380	127		1,507

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)		当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	
1株当たり純資産額	3,763円34銭	1株当たり純資産額	3,558円94銭
1株当たり当期純利益	210円04銭	1株当たり当期純損失()	173円80銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	207円04銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	

(注) 1. 当社は、2017年9月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 1株当たり純資産の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	35,353	33,456
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	251	261
(うち新株予約権)	(251)	(261)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	35,101	33,195
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	9,327	9,327

4. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	1,959	1,621
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純損失()(百万円)	1,959	1,621
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,327	9,327
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(千株)	135	
(うち新株予約権)(千株)	(135)	()
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要		

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	210			
1年以内に返済予定の長期借入金	1,050	950	0.30	
1年以内に返済予定のリース債務	0			
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,475	2,450	0.32	2020年3月31日～ 2022年9月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
其他有利子負債 輸入ユーザンス手形	4,246	3,389	3.62	
合計	6,982	6,789		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 輸入ユーザンス手形は連結貸借対照表上、支払手形及び買掛金に含めて表示しております。
3. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	925	200	1,325	

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	17,886	32,319	50,842	64,815
税金等調整前四半期純利益 又は税金等調整前四半期 (当期)純損失() (百万円)	472	61	916	1,356
親会社株主に帰属する 四半期純利益又は 親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失() (百万円)	320	64	1,284	1,621
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期 (当期)純損失() (円)	34.38	6.93	137.68	173.80

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益又は 1株当たり 四半期純損失() (円)	34.38	41.30	130.76	36.11

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年2月28日)	当事業年度 (2019年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,195	2,527
受取手形	1,136	1,322
売掛金	2 11,082	2 9,569
商品	3,729	3,822
前渡金	147	272
前払費用	142	137
繰延税金資産	311	-
その他	438	2 655
貸倒引当金	2	3
流動資産合計	22,181	18,305
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,094	1,538
構築物	25	21
機械及び装置	13	29
車両運搬具	6	-
工具、器具及び備品	1,372	1,301
土地	14,419	16,077
リース資産	11	-
有形固定資産合計	16,943	18,968
無形固定資産		
借地権	10	10
ソフトウェア	1,172	5
リース資産	31	-
その他	32	6
無形固定資産合計	1,247	23
投資その他の資産		
投資有価証券	5,257	4,722
関係会社株式	1,216	1,216
出資金	22	22
長期貸付金	43	39
長期滞留債権	22	23
長期前払費用	26	22
長期差入保証金	847	797
保険積立金	118	120
その他	61	61
貸倒引当金	22	23
投資その他の資産合計	7,593	7,001
固定資産合計	25,785	25,993
資産合計	47,966	44,298

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年2月28日)	当事業年度 (2019年2月28日)
負債の部		
流動負債		
外貨支払手形	4,246	3,389
買掛金	2 2,739	2 2,591
短期借入金	2 1,034	2 780
1年内返済予定の長期借入金	1,050	950
リース債務	2 16	2 8
未払金	2 2,106	2 1,579
未払法人税等	432	-
賞与引当金	78	76
返品調整引当金	24	26
繰延税金負債	-	74
その他	903	165
流動負債合計	12,631	9,642
固定負債		
長期借入金	1,475	2,450
リース債務	2 22	2 13
退職給付引当金	247	182
役員退職慰労引当金	176	176
資産除去債務	110	126
繰延税金負債	1,232	1,187
再評価に係る繰延税金負債	132	133
その他	216	228
固定負債合計	3,612	4,497
負債合計	16,243	14,140
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,622	3,622
資本剰余金		
資本準備金	4,148	4,148
資本剰余金合計	4,148	4,148
利益剰余金		
利益準備金	806	806
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	1 1,430	1 1,424
別途積立金	15,500	15,500
繰越利益剰余金	5,026	3,287
その他利益剰余金合計	21,957	20,211
利益剰余金合計	22,763	21,017
自己株式	571	571
株主資本合計	29,962	28,217
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,854	1,403
繰延ヘッジ損益	508	113
土地再評価差額金	162	162
評価・換算差額等合計	1,508	1,680
新株予約権	251	261
純資産合計	31,722	30,158
負債純資産合計	47,966	44,298

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 3月 1日 至 2018年 2月 28日)	当事業年度 (自 2018年 3月 1日 至 2019年 2月 28日)
売上高	1 66,469	1 58,331
売上原価	1, 2 55,045	1, 2 46,631
売上総利益	11,423	11,700
返品調整引当金繰入額	1	2
差引売上総利益	11,424	11,698
販売費及び一般管理費	1, 3 12,872	1, 3 11,779
営業損失()	1,447	81
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 503	1 389
その他	1 89	1 84
営業外収益合計	593	474
営業外費用		
支払利息	1 78	1 87
支払手数料	55	20
為替差損	21	-
その他	8	2
営業外費用合計	164	110
経常利益又は経常損失()	1,018	281
特別利益		
固定資産売却益	4,116	-
投資有価証券売却益	0	-
特別利益合計	4,116	-
特別損失		
固定資産除却損	3	28
減損損失	-	1,384
投資有価証券評価損	3	28
会員権売却損	6	-
特別損失合計	13	1,441
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	3,084	1,159
法人税、住民税及び事業税	565	15
法人税等調整額	333	197
法人税等合計	899	212
当期純利益又は当期純損失()	2,185	1,372

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,622	4,148	4,148	806	1,060	15,500	3,584	20,950
当期変動額								
剰余金の配当							373	373
当期純利益							2,185	2,185
自己株式の取得								
固定資産圧縮積立金の 積立					373		373	-
固定資産圧縮積立金の 取崩					3		3	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	369	-	1,442	1,812
当期末残高	3,622	4,148	4,148	806	1,430	15,500	5,026	22,763

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	570	28,151	1,535	91	162	1,607	220	29,979
当期変動額								
剰余金の配当		373						373
当期純利益		2,185						2,185
自己株式の取得	0	0						0
固定資産圧縮積立金の 積立		-						-
固定資産圧縮積立金の 取崩		-						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			318	417	-	98	30	68
当期変動額合計	0	1,811	318	417	-	98	30	1,743
当期末残高	571	29,962	1,854	508	162	1,508	251	31,722

当事業年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,622	4,148	4,148	806	1,430	15,500	5,026	22,763
当期変動額								
剰余金の配当							373	373
当期純損失()							1,372	1,372
固定資産圧縮積立金の 取崩					5		5	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	5	-	1,739	1,745
当期末残高	3,622	4,148	4,148	806	1,424	15,500	3,287	21,017

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	571	29,962	1,854	508	162	1,508	251	31,722
当期変動額								
剰余金の配当		373						373
当期純損失()		1,372						1,372
固定資産圧縮積立金の 取崩		-						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			451	622	0	171	9	180
当期変動額合計	-	1,745	451	622	0	171	9	1,564
当期末残高	571	28,217	1,403	113	162	1,680	261	30,158

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年又は10年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき、2007年5月23日(第96期定時株主総会)までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭 債権債務

(3) ヘッジ方針

当社の社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約においては、すべてが将来の実需取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

8 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 固定資産圧縮積立金

租税特別措置法に基づくものであります。

2 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年2月28日)	当事業年度 (2019年2月28日)
短期金銭債権	1百万円	104百万円
短期金銭債務	1,180百万円	914百万円
長期金銭債務	22百万円	13百万円

3 債権流動化に伴う買戻義務

	前事業年度 (2018年2月28日)	当事業年度 (2019年2月28日)
債権流動化に伴う買戻義務	1百万円	百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
売上高	23百万円	36百万円
仕入高等	1,799百万円	1,645百万円
営業取引以外の取引高	415百万円	291百万円

2 (前事業年度)

売上原価には外注費972百万円、商標権使用料1,755百万円を含んでおります。

(当事業年度)

売上原価には外注費1,114百万円、商標権使用料1,345百万円を含んでおります。

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
運賃諸掛	3,914百万円	3,378百万円
給料及び手当	3,297百万円	3,189百万円
賞与引当金繰入額	78百万円	76百万円
退職給付費用	211百万円	163百万円
減価償却費	243百万円	199百万円
おおよその割合		
販売費	79.8%	79.1%
一般管理費	20.2%	20.9%

(有価証券関係)

前事業年度(2018年2月28日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,216百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(2019年2月28日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,216百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年2月28日)	当事業年度 (2019年2月28日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	百万円	106百万円
返品調整引当金	7百万円	7百万円
賞与引当金	23百万円	23百万円
未払事業税及び未払地方法人特別税	38百万円	百万円
退職給付引当金	75百万円	55百万円
役員退職慰労引当金	53百万円	53百万円
貸倒引当金	7百万円	8百万円
有価証券評価損	149百万円	157百万円
減損損失	39百万円	379百万円
繰延ヘッジ損益	225百万円	百万円
その他	126百万円	140百万円
計	747百万円	933百万円
評価性引当額	314百万円	933百万円
繰延税金資産 合計	432百万円	百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	627百万円	628百万円
資産除去債務	22百万円	12百万円
その他有価証券評価差額金	704百万円	546百万円
繰延ヘッジ損益	百万円	74百万円
繰延税金負債 合計	1,354百万円	1,261百万円
繰延税金資産純額(は負債)	921百万円	1,261百万円

(前事業年度)

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が42百万円あり、評価性引当額を42百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が132百万円あります。

(当事業年度)

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が42百万円あり、評価性引当額を42百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が133百万円あります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年2月28日)	当事業年度 (2019年2月28日)
法定実効税率	30.7%	税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.1%	
住民税均等割	0.7%	
評価性引当額の増減	0.9%	
その他	0.2%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)
有形固定資産						
建物	2,398	700	193 (144)	73	2,905	1,366
構築物	96			4	96	74
機械及び装置	60	22	0 (0)	5	81	52
車両運搬具	9		4 (4)	1	4	4
工具、器具及び備品	1,543	30	79 (63)	34	1,495	194
土地	14,419 [295]	1,657			16,077 [295]	
リース資産	82		0 (0)	10	81	81
建設仮勘定		5	5 (5)			
有形固定資産計	18,610	2,417	285 (220)	129	20,742	1,774
無形固定資産						
借地権	10				10	
商標権	161				161	161
ソフトウェア	1,378	22	1,084 (1,084)	104	316	310
リース資産	81		24 (24)	6	56	56
その他	33	18	44 (44)	0	8	1
無形固定資産計	1,665	40	1,152 (1,152)	111	553	529
長期前払費用	43	11	16 (10)	5	39	16

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物 愛知県名古屋市 663百万円
土地 愛知県名古屋市 1,657百万円

2. 当期減少額欄の()は内書きで、減損損失の計上額であります。

3. 土地の当期首残高及び当期末残高の〔 〕内は内書きで、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

4. 当期償却額の内訳は次のとおりであります。

区分	勘定科目	金額(百万円)
売上原価	賃貸原価	44
販売費及び一般管理費	減価償却費	201
営業外費用	その他(不動産賃貸費用)	0

5. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	25	27	25	27
賞与引当金	78	76	78	76
返品調整引当金	24	26	24	26
役員退職慰労引当金	176			176

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日、2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とします。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.takihyo.co.jp
株主に対する特典	(1) 2月末日現在及び8月31日現在の200株以上所有の株主に対し、それぞれ当社事業に関する商品等を贈呈 (2) 2月末日現在の200株以上所有の株主に対し、抽選で10名に50万円相当の旅行券を贈呈

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第107期)	自 2017年3月1日 至 2018年2月28日	2018年5月30日 東海財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類	事業年度 (第107期)	自 2017年3月1日 至 2018年2月28日	2018年5月30日 東海財務局長に提出。
(3) 四半期報告 書 及び確認 書	第108期 第1四半期	自 2018年3月1日 至 2018年5月31日	2018年7月9日 東海財務局長に提出。
	第108期 第2四半期	自 2018年6月1日 至 2018年8月31日	2018年10月11日 東海財務局長に提出。
	第108期 第3四半期	自 2018年9月1日 至 2018年11月30日	2019年1月11日 東海財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及び キャッシュ・フローの状況に著しい影響を与え る事象の発生)の規定に基づく臨時報告書		2019年1月10日 東海財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

タキヒヨー株式会社
取締役会 御中

2019年5月30日

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 浩 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 大

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているタキヒヨー株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タキヒヨー株式会社及び連結子会社の2019年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、タキヒヨー株式会社の2019年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、タキヒヨー株式会社が2019年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

タキヒヨー株式会社
取締役会 御中

2019年5月30日

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 浩 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 大

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているタキヒヨー株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの第108期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タキヒヨー株式会社の2019年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。